

## むつ市議会第193回定例会会議録 第4号

議事日程 第4号

平成19年9月7日（金曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【一般質問】

第1 一般質問（市政一般に対する質問）

- (1) 43番 目時 睦 男 議員
- (2) 5番 川 端 一 義 議員
- (3) 52番 慶 長 徳 造 議員
- (4) 39番 鎌 田 ちよ子 議員
- (5) 41番 野 呂 泰 喜 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（56人）

1番	山	本	留	義	2番	白	井	二	郎
3番	村	中	徹	也	4番	堺		孝	悦
5番	川	端	一	義	7番	菊	池	一	郎
8番	新	谷		功	9番	濱	田	栄	子
10番	高	田	正	俊	11番	村	川	壽	司
12番	柴	田	峯	生	13番	東		健	而
14番	澤	藤	一	雄	15番	石	田	勝	弘
16番	杉	浦	守	彦	17番	富	岡	幸	夫
18番	佐	藤		司	20番	横	垣	成	年
21番	工	藤	孝	夫	22番	大	澤	敬	作
23番	斉	藤	孝	昭	24番	菊	池	広	志
25番	川	下	八十	美	27番	東	谷	正	司
28番	東	谷	良	久	29番	立	石	政	男
30番	竹	本		強	31番	杉	浦		洋
32番	福	永	忠	雄	33番	板	井	磯	美
34番	飛	内	賢	司	35番	赤	松		功
36番	田	澤	光	雄	37番	徳			誠
38番	佐々	木		肇	39番	鎌	田	ちよ	子
40番	坂	井	一	利	41番	野	呂	泰	喜
43番	目	時	睦	男	44番	田	高	利	美
45番	澤	田	博	文	46番	菊	池		清
47番	佐々	木	隆	徳	48番	松	野	裕	而
49番	工	藤	清四	郎	50番	服	部	清三	郎
51番	杉	本	清	記	52番	慶	長	徳	造
53番	千	賀	武	由	54番	柏	谷		均
55番	本	間	千佳	子	56番	半	田	義	秋
57番	坪	田	智十	司	58番	中	村	正	志
59番	富	岡		修	60番	川	端	澄	男

欠席議員（4人）

6番	小	林		正	19番	久保	田	昌	司
26番	千	船		司	42番	工	藤	直	義

説明のため出席した者

市長	宮下	順一郎	副市長	田頭	肇
収入役	田中	實	教員	山本	文三
教育長	牧野	正藏	公営企業者	杉山	重一
代表委員	菊池	十田夫	選挙管理委員会事務者	永谷	智
農委委員	立花	順一	総務部長	齋藤	純
総務部長	西堀	敏夫	企画部長	阿部	昇
企画部長	近原	芳栄	民生部長	佐藤	吉男
保健福祉部長	佐藤	節雄	経済部長	佐藤	純一
建設部長	成田	豊	建設部長	石田	三男
教育部長	新谷	加水	公営企業局長	小川	照久
監査委員	遠藤	雪夫	企画部長	千船	藤四郎
企画課長	奥島	慎一	企画課長	鈴木	克郎
民生部長	下山	益雄	保健福祉部長	鴨澤	信幸
経産部長	櫛引	恒久	建設部長	太田	信輝
選挙管理委員会事務局長	大芦	清重	農委事務局	村川	修司
企画課長	伊藤	道郎	保健福祉部長	澤畑	正敏
経産部長	笠井	哲哉	川内	工藤	昭治
大庁舎所長	伴	邦雄	脇野	船澤	桂逸
総務課長	松尾	秀一	総務課長	吉田	真

部課係任  
務務政  
總總行主

栗 橋 恒 平

事務局職員出席者

事務局長 小 島 昭 夫  
総括主幹 工 藤 昌 志  
庶務係長 金 澤 寿 々 子  
議事係任 葛 西 信 弘

次 長 高 田 文 明  
総括主幹 柳 田 論  
庶務係任 濱 村 勝 義  
議事係任 井 戸 向 秀 明

## ◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（川端澄男） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は55人で定足数に達しております。

## ◎諸般の報告

○議長（川端澄男） 本日諸般の報告については、特に申し上げる事項はありません。

○議長（川端澄男） 本日の会議は議事日程第4号により議事を進めます。

## ◎日程第1 一般質問

○議長（川端澄男） 日程第1 一般質問を行います。

今日は、目時睦男議員、川端一義議員、慶長徳造議員、鎌田ちよ子議員、野呂泰喜議員の一般質問を行います。

## ◎目時睦男議員

○議長（川端澄男） まず、目時睦男議員の登壇を求めます。43番目時睦男議員。

（43番 目時睦男議員登壇）

○43番（目時睦男） むつ市大畑クラブの目時睦男であります。むつ市議会第193回定例会に当たり、通告に従い一般質問をいたします。

台風9号が本州に上陸し、縦断しながら今夜には本県を直撃しようとしておりますが、厳戒防災体制に万全を期していただくことをお願いしてお

きたいと思います。

今議会は、新むつ市が誕生し、2代目市長に就任した宮下市長にとって初の定例会であります。合併してから2年半を経過した本市にとって多くの課題が山積しておりますが、新むつ市丸のかじ取り役として健康に留意され、卓越した頭脳と先見性ある判断力を十二分に発揮され、子供やお年寄り、若者など、市民お一人お一人が生きがいをもち、安心して暮らせる人に優しい市政確立に努力されますことを願うものであります。

今議会は、私ども議員にとっては、在任特例最後の議会となりました。多くの不安を抱きながらも、合併後の地域振興に期待をしつつ、苦渋の判断で合併の道を選んだ旧町村の住民から、合併してよかったという話や声はほとんど耳にすることはできません。むしろ町が寂れる一方だ、中心地だけが栄え、周辺が取り残されている。医療、介護福祉が後退したなどなど不満の声が増幅し、このままでは周辺地域は取り残されるのではないかと不安があることは市長も十分ご承知のことと思います。

私ども大畑クラブ会派は、杉山前市長に対し、マエダスーパー大畑店として先般オープンした旧下北森林管理署大畑事務所跡地が中心市街地に位置しており、今後の地域振興にあらゆる面で活用できる場所であることから、具体的活用策は今後検討するにしても、土地の先行取得を要請したところ、検討を約しつつも、結果、厳しい財政事情を理由に購入できないとのことで、旧アークスプラザ土地取得価格の10分の1以下の購入資金を否定されました。そのことは、合併特例債を使用してまでも本庁舎移転の行政運営に対し、大畑地区住民は、中心地だけが栄え周辺地域が取り残されるのではないかとこの不平不満の声に裏打ちされているのであります。

私は、今後の本市のあるべき姿は、周辺地域を

含めた新むつ市全体の振興をどう図るかの視点に立って、行政、議会が切磋琢磨しながら市民の期待にこたえる努力が求められていると考え、次の三つの課題について合併特例議会最後の質問をいたします。

質問の最初は、市長の政治姿勢について、4点についてお伺いいたします。1点目は、今後の市政運営に当たり、昨日の同僚議員の質問にもありましたが、改めてどのような基本姿勢で望むおつもりかお伺いいたします。

第2点目は、市長はさきの選挙で杉山市政を継承し、新たな未来へをキャッチフレーズに七つの政策を掲げておりますが、それぞれの政策課題について具体的施策をお示し願います。

また、市長は就任後の記者会見で、市民の意見を酌み上げ、市民に理解してもらえるわかりやすい説明をしていきたいと述べ、情報公開の徹底や広報広聴機能の充実を図っていくとの報道がありましたが、市民の意見をどのように市政に反映するのか、具体的内容を説明願います。

市長は、職員への訓辞の中で、トップダウンのみで話を進める行政手法はきょうで終わりにするとし、職員からの提案を提唱しております。それは杉山前市長はトップダウンでの行政手法をとっていたと認識しての発言と受けとめますが、いかがでしょうか。

また、職員からの提案をどのような形でシステム化するお考えか、お示し願います。

3点目は、先ほども申しておりますように、旧町村の皆さんは、国の構造改革によりあらゆる面で都市と地方の格差拡大に加え、旧むつ市と旧町村との格差もますます拡大し、周辺地域が衰退していくのではないかと不安が募る中、トップが変わり、宮下市長への期待は大きいものがあります。そこで、本市全体の地域振興に対する施策や所信をお聞かせ願います。

4点目は、編入合併した私ども旧町村の住民は、合併しなければ将来交付金が削減され、赤字財政から脱却できない、合併すれば、合併特例債を使用でき、財政の健全化が図られるとのことから、合併の道を選択したのでありますが、市長は財政健全化に向け、今後どのような姿勢で臨むおつもりか、お伺いいたします。

質問の第2点は、本庁舎移転問題についてであります。市長は、市民との対話を重視し、本庁舎移転の基本構想を旧市町村に出向き、住民説明会を開催したことは大いに評価するところであり、嬉しい限りであります。私も大畑地区での説明会に出席いたしました。そこで幾つかの点についてお伺いいたします。

一つは、説明会での内容は、審議会の答申内容が主なものでありましたが、それに対し、移転そのものに反対する意見も多数ありました。市長は、説明会での意見をどのように受けとめ、今後の市政運営に反映するおつもりかお聞かせ願います。

2つ目は、本議会に長期総合計画の基本構想が提案されましたが、本来市役所の移転は、将来のまちづくり計画に密接に関連することから、長期総合計画議決後、もしくは中心市街地活性化基本計画などに基つき条例制定すべきと考えますが、市長の認識をお伺いいたします。

3つ目は、杉山前市長は本庁舎の位置を定める条例改正案の提案を来年6月を想定しておりましたが、宮下市長は9月の市議会改選後に提案するとの報道があります。改選後とは12月定例会を想定しますが、そのように理解をしてよろしいのでしょうか。

また、前倒しをして提案する理由をお聞かせ願います。

最後に、原子力の安全性確立についてお伺いいたします。私どもが住む下北半島は、3方を海に囲まれ、六ヶ所村の核燃料再処理施設を初め東通

原子力発電所、大間原子力発電所、そして旧むつ市が誘致した使用済燃料中間貯蔵施設など、多くの原子力施設が立地、また立地が予定されており、原子力半島化しつつある中で、7月16日に発生した新潟県中越沖地震による柏崎刈羽原子力発電所被害から原子力安全対策に不安が増幅しております。この地震により稼働中の柏崎刈羽原子力発電所2号炉、3号炉、4号炉、7号炉の4基を緊急停止し、幸いにも大事故に至らなかったことは、まさに不幸中の幸いでありました。その中で、柏崎市が出した緊急使用停止命令は、当然であります。今回の事故で原発の安全性にかかわるさまざまな問題が発生しました。

まず、今回の地震は、原発の耐震設計基準である限界地震の設計値273ガルの2倍を超える680ガルの揺れを示したことは、いかにこれまでの地震想定が甘いものであったかを如実に示すものであり、東西30キロ、深さ25キロの断層が動き、さらに気象庁の解析では、原発直下までその断層が続いていることが明らかになったのであります。そして、原発建設時は、この断層が検討されず、直下に活断層がないことを大前提に進められてきました。改めて耐震指針の抜本的見直しと原発周辺の断層調査と評価をやり直すべきでありますし、変圧器からの出火では消火作業が進まず、鎮火まで約2時間も要したことは、地震と消火に対する対策が余りにもお粗末で、消火体制の不備が露呈いたしました。このことは、他の原発でも起こり得ることであり、すべての原発施設に対する抜本の見直しが急がれます。そのうえ、今回の地震による放射能の放出も大きな問題になっております。

放射能を含んだ水が放水口から海に放出され、放射性汚染物質やコバルトなども検出されました。地震によって漏れ出したことは、たとえ微量であっても、本来あってはならないことであり、放射能

漏れ自体が生じたことは、明らかに原発の安全性を損なう事態であり、安全想定との甘さと対策の不備であります。

また、地震後の点検で63件ものトラブルが報告されておりますが、2005年の宮城県沖地震での東北電力女川原子力発電所、ことしの能登半島地震による北陸電力志賀原子力発電所、そして今回の新潟県中越沖地震、わずか2年ほどの間に3回もそれぞれの原発での設計用限界地震を上回った地震が発生しておりますし、今回の事故後の点検で原発施設に科学消防車が配備されていない問題や東通原子力発電所で中央制御室から地元消防につながるホットラインがないことも明らかになりました。さらに、六ヶ所再処理工場での耐震計算ミスが発覚するなど、原子力施設に対する安全対策不備続発から、国民の原子力に対する不安はより一層高まっており、とりわけ半島全体に原子力施設が立地されている市民、郡民にとっては、安全安心の確立が何よりも増して最優先されなければならない課題ではないでしょうか。

そこで、市長にお伺いいたします。一つには、今回の地震により明らかになった原子力安全対策の不備をどのように認識をしているのかお伺いいたします。

2つ目は、国、県、事業者に対し、どのような対応をとるおつもりか、お聞かせ願います。

3つ目は、事業者に対し、安全対策の情報開示公開を求める考えがおありかお尋ねいたします。

4つ目は、市独自の学者、有識者、市民代表などで構成する、仮称ではありますが、原子力安全対策検討委員会の設置をする考えがないかお尋ねをいたします。

以上を申し上げ、市民の目線での演壇からの質問といたしますが、市長を初め理事者におかれましては、前向きで誠意ある答弁をご期待申し上げ、合併特例議会最後の質問にさせていただきます。

○議長（川端澄男） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 目時議員のご質問にお答えいたします。

今後の市政運営の基本姿勢について、杉山市政の継続の具体的施策や姿勢に係るお尋ねについてであります。現在の大きな課題は、電源立地に係る振興策としての中間貯蔵施設建設と、市本庁舎移転であります。また、海洋科学都市構想もその一つと考えているところであります。

公約に掲げました7つの項目について、それぞれ要約してご説明申し上げます。

まず、「まちづくりの主役は市民」につきましては、職員に対する訓辞でも申し上げましたが、市民に開かれた行政を展開していくということであり、市民に対して情報の公開を徹底的に行い、市の状況を理解していただくとともに、その意見を酌み上げる仕組みをつくっていくことから始めたいと考えております。

次に、「最少の経費で最大の効果を」につきましては、言うまでもなく財政運営の基本であります。一般財源の確保が年々困難な状況にある中、杉山市政においては、職員の削減による組織機構のスリム化、積極的なアウトソーシングの導入による物件費等の抑制、公債費負担の軽減を図るための市債発行額の抑制等、計画的かつ効率的な財政運営を推進してきました。私も杉山市政を継続し、電源地域という特性を最大限に活用しながら、最少の経費で最大の効果をという意識を恒常的に持ち、より一層の努力を惜しまない所存であります。

次に、「こどもは地域のたからもの」につきましては、まさに地域の人づくりの原点として、こどもは地域のたからものというキーワードを掲げました。少子高齢化という背景の中で、本市を活力と魅力あふれる地域にするためには、次世代を

担う子供たちの教育環境及び学力等の底上げが必要であると考えております。学力、文芸、スポーツに係る底力の育成はもとより、地域活動や社会活動などを通じた地域社会への愛着を高めていけるような教育環境の充実を促進したいと考えております。

次に、「大切なのは地域のきずな」につきましては、少子高齢化による労働力や税収の減少に伴うマンパワーや財源不足に起因する医療も含めた福祉対策の充実が停滞を余儀なくされていることは切実な課題であります。それを地域社会全体の問題としてとらえながら、地域が一体となって市民相互の課題として、ともにきずなを深めることが何よりも大切なことではないかと考えております。

次に、「公共事業は地域の“いしずえ”」につきましては、三位一体改革というドラスチックな改革により補助金の削減、地方交付税の改革、税源移譲が一体的になされ、地方財政のスリム化を余儀なくされた中で、結果的にそのしわ寄せが公共事業の減少傾向につながったことは言うまでもありません。他方、地域インフラの整備等は、いまだ充足せず、公共事業によるある種の経済効果の側面も否定できないのが地方の現状であります。したがって、市民需要の高い優先的公共事業については、計画的に見直すべきものは見直し、進めていきたいと考えております。

次に、「むつ市のうまいは日本一」につきましては、地域の誇りである豊かな自然資源をはぐくみ、それを生かした付加価値を高めて、各地区の特性を生かした農水畜産物の生産拡大とブランド化を目指して、地産地消のみならず、販売促進を拡大していきたいと考えております。無論これと連動して誘客、リピーターのための広域周遊型観光の形成に不可欠な交通アクセスの改善も同時に図らなければならないと考えております。

次に、「安心して暮らせる毎日が基本」につきましては、農林水産従事者の高齢化や後継者不足など、生産基盤の構造的脆弱化を否定できない現状を踏まえて、特色ある地域産業の育成とリンクした技術開発の推進や商品づくり、さらには販路拡大、新たなビジネスの創出、ひいては雇用機会の創出を推進することで、安心して暮らせる毎日が基本というスローガンとして強調いたしました。

今後これらを事務事業として進める中で、より吟味し、施策としてもっと具体性を持たせるよう努力してまいりますので、ご理解いただきたいと存じます。

次に、本市全体の地域振興についてのご質問にお答えいたします。地域振興策につきましては、本定例会にむつ市長期総合計画の基本構想をご提案申し上げ、御議決を賜りましたが、本計画は旧市町村で策定しておりました長期総合計画をベースとし、合併協議会での議論を経て策定されました新市まちづくり計画の理念を踏襲し、かつ尊重した内容となっております。

今後基本構想の理念をもとに基本計画の下に位置づけられる具体的な施策を図るための実施計画を作成する予定であり、基本的にはこの実施計画及び過疎地域自立促進計画等に沿って、むつ市の地域振興に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、財政再建に向けた今後の財政運営姿勢のご質問にお答えいたします。さきに澤藤議員、東議員にお答えいたしましたとおり、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、いわゆる再生法制の制定により、これまで以上の財政運営を強いられることは覚悟しなければならないと肝に銘じております。この再生法制の成立により財政の健全化がより透明化、明確化されますことは、私の政治姿勢である市民に開かれた行政を展開していく

という考え方と一致するものと考えておりますし、財政再建を最重要課題に掲げ、無駄を省き、効率的よく、効果的な市政運営に取り組むことを約束いたしてまいりました。したがって、今後も気を緩めず、やや好転の兆しが見え始めていることにも安心せず、議会や市民の声に耳を傾けながら、全身全霊を傾け、財政再建に努めてまいり所存であります。

また、連結実質赤字比率は、標準財政規模の20%を下回りますが、赤字解消に向けた市政運営にお一層努めていかなければならないと考えております。いずれにいたしましても、再生法制に係る政令の動きも注視しながら、今後とも平成23年度の赤字解消に向けて着実に施策を進めてまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、本庁舎移転問題についてですが、まず住民説明会の意義と意見の取り扱いについてお答えさせていただきます。私は、説明会の中でも申し上げましたが、昨年9月のむつ市議会第189回定例会で議長裁決となった折、積極的に賛成する議員が半数を超えていないので、議案提出前の白紙状態に戻し、ゆっくり考えることが望ましいという現状維持の原則により、結局は庁舎移転に関する補正予算を否決する立場に回ったわけですが、それはその時点では、移転に関する説明が十分でないと感じたからであります。

今回市長に就任後、すぐに説明会を開催することとしたのは、これまでどちらかというと不透明なうちに決められてきたこの事業に関し、まずその説明責任を果たすと同時に、実際にご利用されることとなる住民の皆さんの関心を喚起する意味もございました。新庁舎にどのような機能を取り入れて整備していく計画なのかという整備方針の説明となった経緯は、澤藤議員のご質問にお答えしたとおりであります。賛成、反対の立場にこだわらず、市民の皆様の忌憚のないご意見を聞く

ことができたと考えておりますし、反対の立場の方々のご質問にも真摯にお答えしたところであります。説明会の場でも出されました多岐にわたるご意見、ご質問については、その内容に十分な検討を加え、お答えすべきものはお答えし、さらに説明会等の機会を設け、ご理解を賜る努力をしてみたいと考えております。

次に、長期総合計画との整合性についてと条例改正の提案時期についてであります。ともにむつ市役所の位置を定める条例の改正時期についてでありますので、まとめて考えを述べさせていただきます。

市役所の位置が当市の将来のまちづくりに大きな影響を及ぼすということは、目時議員と考えを同じくするところであります。市庁舎が中央一丁目8番11号に移りますと、私は将来的にはむつ総合病院、市民体育館、下北文化会館、図書館、そして運動公園、それと国・県の行政機関等を入れ、金谷地区、中央地区一帯を公共サービス区域として位置づけ、さらなる都市計画道路と公共交通機関網の整備により、住民が公共サービスをより享受できるまちを築くことが可能となると考えております。それは、旧むつ市地区の田名部、大湊地区をより強く連結させる役目を担うとともに、新むつ市全体の発展の礎となるものであると確信しております。

今回ご提案いたしました長期総合計画の基本計画部分で旧アークスプラザに市庁舎を移転し、合併後の新市の一体性の向上と行政サービスの充実、高度化に適用する環境を整備することをうたっており、また中心市街地活性化基本計画には何らもとめることはないと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

なお、提案の時期は、基本的に建築に必要な財源の見通しも立たない時期に制定することは適当でないという行政実例を踏まえて対応したいと考

えています。

改修工事に係る正確な経費は、設計がまとまってからとなりますし、説明会でもご説明しましたが、移転費用、車庫整備に係る費用、そして現庁舎の解体整備に係る費用については積算中であり、本庁舎移転のためにかかる全経費はいまだ確定していない状況であります。改修工事にかかる予算を議会に提案申し上げるときには、すべての経費の概算をご提示する予定でありまして、その財源についても、寄附金のほか、借りることとなる合併特例債の額もお示しすることとなります。したがいまして、条例提案は早くても改修工事予算に議決をいただいたとき以降と考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、原子力の安全性確立についてのご質問にお答えいたします。住民の原子力行政に対する不安を払拭するために、市において安全性をチェックする第三者機関を設けてはどうかとのことありますが、このたびの新潟県中越沖地震による柏崎刈羽原子力発電所の被害につきましては、火災の発生やごく微量の放射性物質の漏れ等はあったものの、自動停止等により7基の原子炉等は安全な状態を保っております。

今回の地震による発電所内の変圧器火災や放射性物質が漏れたという情報は、多くの国民に不安を与えただけでなく、親善試合を予定していたイタリアのサッカーチームが来日を取りやめるなどという事態や観光客の相次ぐキャンセルなどにまで進展いたしております。これは、自衛消防隊が有効に機能しなかったことや、放射性物質の漏れがわかった段階で、漏れた放射性物質による人体への影響がどのくらいであるのか、わかりやすい説明が足りなかったこと等が要因として考えられますが、この地震を教訓に経済産業大臣から電力会社等に対し、自衛消防隊の強化、迅速かつ厳格な事故報告体制の構築、耐震安全性の確認の3点

について指示が出され、電力各社等からは、8月20日までにそれぞれの指示に対する改善策並びに実施計画の見直しについて、経済産業省へ報告されております。

また、昨年9月に改定された発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針につきましては、その時点での最新の知見をもとに見直されたものでありますが、当該指針のさらなる見直しの要否につきましては、今回の地震の検証結果等を踏まえ、専門家の意見を参考にして適切に判断したいという原子力安全委員会のコメント等もあり、原子力施設の安全規制を一元的に行っている国の対応については評価できるものと考えております。

中間貯蔵施設に係る安全性をチェックする第三者機関を設けてはという目時議員のご提案は、市民の安心感を向上させる一方策であると思われませんが、現段階では必要に応じ、国の安全規制当局へ物を申していくことのほうが良策ではないかと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（川端澄男） 43番。

○43番（目時睦男） まず、政治姿勢の部分について、具体的な内容を含めて再質問をさせていただきたいと思えます。

前の一般質問でも杉山市政の中で問うたわけですが、合併してから2年半を経過する本市の状況の中で、川内地区、脇野沢地区、大畑地区がくみされた中で、むつ市全体の産業構造が変化をしてきている。このことについては、意義がないところだろうと認識をしているわけでありませう。とりわけその中で林業や水産業、この部分についての第1次産業の比率が相当高くなったと、こういう状況が裏打ちをされている現実があるわけでありませう。

そういう中で、前の質問の中でも問うたわけですが、現在の市の分庁舎を含めた機構の中

で、この産業構造に合わせた組織機構の検討がされているやに思うわけですが、しかし現実には基本的な組織機構は何ら変化をしていない、こういう状況にあるわけでありませう。私は、そういう意味で、産業構造に合わせた組織機構の見直しという部分について真剣に取り組む必要があるだろう、このことが先ほど市長がおっしゃっております具体的な例で言いますと、それぞれの水産物、農産物、林産物等を含めたブランド化をしていく、こういう課題の部分についても専門性が追求をされる、このようなこともあるわけでありませう。

例えば分庁舎の状況の中でも以前の答弁の中では、産業振興課で水産から農林から畜産から、全部皆そういう組織機構、本庁舎の状況の中でも農林畜産課という一くくりの組織の中で現在執務がされているというような状況。こういう点を考えた場合に、今とりわけ第1次産業は衰退の一途をたどっている状況の中では、基幹産業であるという答弁を繰り返しているわけでありませうが、そういう面で、その産業構造に合わせた組織機構の見直しという部分について、市長のご見解をお聞かせ願いたいと思えます。

○議長（川端澄男） 市長。

○市長（宮下順一郎） 目時議員のお尋ねにお答えいたします。

基本的には、私も第1次産業のこの部分で、新むつ市になりましてから、産業構造が変わったというふうな認識を深くいたしております。議長当時さまざまな、要するに旧町村という言い方で失礼かと思えますけれども、お許しをいただきたいのですけれども、旧町村のさまざまな行事、またさまざまなお招きをいただきましたその席上、非常に大きな宝物があるというふうな認識をしたところでありませう。その宝物は何かというと、子供たちはそうなのですけれども、それもまた1次産

品、農林、水産、畜産というふうな部分で非常に大きな宝物があるということを私再認識いたしました。その部分で、やはり産業構造に合わせた形の中で、この市役所の体制をしっかりと対応していかなければならないと。こういうふうな認識は、議長当時も感じましたし、また市長選挙を通じて、「むつ市のうまいは日本一」というふうなことで私がアピールをしたのは、その体験から来るものでありまして、やはりその部分では手厚く職員の配置、それらを今後考えていかなければいけないと、こういうふうな思いをしているところであります。

基本的にこのむつ下北、むつ市は1次産品、1次産業にしっかりと力を入れ、そして行政がサポートして、職員の体制もしっかりとって、その部分で農業、林業、畜産業に携わる家庭の、家計水準を上げていくことによって全体の底力が上がってくるというふうな認識をいたしております。

また、現在私各庁舎を回しまして、その部分の産業振興課の職員を拝見いたしますと、非常に優秀な職員がそれぞれ配置されているわけですが、やはり目時議員ご指摘の部分で、1人の職員がさまざまな分野に携わっていると。しかしながら、優秀でありますけれども、なかなかその部分で処理できない、またご不満を与えている部分があるというふうに今ご指摘いただきましたので、それらについては、今後の人事の中でしっかりと意を酌んで、私の目指す1次産品を販売する、第1次産業を育てていくというふうな部分で人事配置を考えていきたいと、組織を強化していきたいと、こういうふう考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（川端澄男） 43番。

○43番（目時睦男） 今の市長の答弁の中で、それぞれのくくりで答弁を聞いていますと、適材適所の要員配置と、このようにしか聞こえないので

あります。私は、先ほど求めた部分の産業構造に合わせた組織機構の見直しを図る、検討する、この部分について、ぜひとも検討を重ねていただきたいということを要望しておきたいと思っております。

もう一つは、住民サービスの維持向上を図るという意味から、合併協議の中で分庁舎を設けるということで、川内、大畑、脇野沢それぞれ分庁舎機構にしているわけでありまして、2年半経過した中で、今住民の方々からの心配事があるのが、これがまた前の質問でもお話をしているわけですが、2年半の中で職員が本庁舎に吸い上げられる、まさに分庁舎の人が減ってきている、こういうような心配と、もう一つには今の分庁舎の組織機構が、例えば課の統合がされていく、こういうこともあり得るのではないかと、こういう心配も実は出されているわけでありまして。そういう意味で、今後の分庁舎の機構要因を充実強化をしていくという考え方の中に立っているのかどうか、市長のお考えをお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（川端澄男） 市長。

○市長（宮下順一郎） 目時議員の質問のご趣旨は、分庁舎に多くの職員を配置しろということのような感じに私はとられたわけでございますけれども、そうではないのですね。はい。そうしますと、私はやはり本庁舎にそれなりのしっかりとした中核となる組織をつくり、そして分庁舎にはそれぞれのある程度の権限、これは今検討をしております。先般、昨日もお答えをした中で、まず分庁舎職員の意見をお聞きいたしました。それを今まとめております。さらに、先般は3人の所長には、その庁舎の機能等についての意見を今吸い上げて、それも今まとめに入っております。そういうふうな形で分庁舎の機能、それぞれの立場で張りをつけた庁舎の機能を維持し、高めていくべきところは高めていくと、そういうふうな形を考えていきたいと。

ただ、合併というものは、やはり行財政改革、そして財政再建というものが基本になっております。その部分では、やはり今後も退職者一部不補充等々で職員の人数が減っていくわけですので、全体の職員の数が減っていくということを前提とした考えになることはご理解いただけるものと、こういうふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（川端澄男） 43番。

○43番（目時睦男） 時間がありませんから、次の課題に移しますが、本庁舎の移転問題であります。ずばり質問をいたしますが、本庁舎移転計画に対する諮問をし、審議会から答申が示されたわけです。その答申内容を市民に説明会を開催して今日に至っているわけですが、そこでお尋ねは、この審議会から答申された内容は、市民の総意が反映されていると、このような認識に立っているのかどうかお尋ねをしたいと思います。

○議長（川端澄男） 市長。

○市長（宮下順一郎） 目時議員のお話は、市民の意見が審議会の中に反映されているかと。それは、公募で審議会委員も募集をいたしましたし、さらに広報広聴課を通じまして、さまざまご意見、ホームページで意見等々も酌み上げているというふうな形で審議会には十分市民の方々のご意見は反映されているという認識を持っております。

○議長（川端澄男） 43番。

○43番（目時睦男） 端的に言いまして、市長の答弁は市民の総意が反映されているという判断をしているという意味ではありますが、今回報道によりますと、9月3日に市民の代表の方々からむつ市の条例制定請求の申し入れがあっているわけです。要旨は市民の住民投票を実施すべきと、このような請求なわけですが、これまで説明会をしてきている中で、今後のむつ市の柱になる市庁舎の移転という部分をとらえた場合に、住

民投票に付すという考え方について、市長はどのように考えているのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（川端澄男） 市長。

○市長（宮下順一郎） 9月3日の住民投票の仮請求という部分について、住民投票に付すものについての見解を求められたわけでありましてけれども、考え方は、私は、この土地の取得等につきましては議会で議決をされ取得がなされ、そして設計予算も議決を受けているというふうなことに對して非常に大きな重みがあるわけでございます。そこで、今度は住民投票、この部分については、やはり推移を見守るというふうな、その代表者お二人お見えになりましたけれども、よく精査をし、そして私の立場とすれば、推移を見守るという立場であります。しかしながら、これは直接民主主義、そして間接民主主義というふうな大きなテーマがその住民投票にはあるわけです。今の場面、今の現時点では、この部分についての言及は避けましても、あくまでもこれは住民投票の仮請求をなされたお二人、今後の動き、推移を見守るという立場にとどめさせていただきます。しかしながら、基本は土地の取得、これを議決し、そして設計費の予算が議決されたという重みが十分に私は認識をしているところであります。

以上です。

○議長（川端澄男） 43番。

○43番（目時睦男） この問題については、これからもそういう機会があれば議論をさせていただきたいと思っています。

最後原子力の安全対策についてお尋ねをしたいと思います。柏崎刈羽原子力発電所の被害の中で、ご承知のように原子炉の真上にある天井クレーンの損傷が発生しまして、クレーンが落下したわけではありませんが、原子炉建屋内は原発施設の中で最も揺れに強く設計されているはずの場所であ

り、そこで損傷が起きたことは見逃せないであります。万が一クレーンが落下していたら、大事故につながったおそれもあるわけでありまして。どういった揺れによってクレーンの破損が起きたのか、耐震設計に問題がなかったのかなど詳しい調査が欠かせませんが、本市に立地予定の中間貯蔵施設の施設構造からも見逃すわけにはいかないのであります。

原発に「絶対安全」はなく、新しい耐震指針も想定外の地震による重大事故の可能性を認めています。そうしたリスクがどの程度なら供用できるのかを最終的に決めるのは国民であり、市民であります。そのためにも、電力会社や国は原発の耐震性について徹底した情報公開を行うべきと考えますが、市長は電力会社や国に対し情報公開を求め、その内容を市民、議会に報告する考えがないかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（川端澄男） 企画部長。

○企画部長（阿部 昇） お答えいたします。先ほど議員のご発言のとおり経過は経過としてございましたが、事業者に対して市として安全対策等の情報開示、公開を求める考えがないかと、そしてそれをまた市民のほうにつまびらかにする必要はないかというお尋ねと受けとめさせていただきました。新潟県中越沖地震によります柏崎刈羽原子力発電所への影響等につきましては、事業者である東京電力株式会社から当市への報告という形で、7月、それから8月、それぞれプラントの状況、あるいは放射性物質の漏えい等及び地震による発電所への影響、対策等について報告を受けているところでございます。これらの市が受けました報告の扱いでございますが、私どもといたしましては、新聞、テレビ等、各種メディアによりまして、広く住民が知り得る情報でございますので、これまでの当市の扱い方に倣いまして、改めて議会初め市民の皆様には当市として独自の報告をす

る、情報公開をするという考えには至らなかったものでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（川端澄男） 43番。

○43番（目時睦男） 今の部長の答弁は、報告は受けたと、その扱いの部分については、従来の形態の中で扱っているというふうなことでありますが、先ほど私が求めたのは、前段の政治姿勢の中でも市長は答弁をしています。情報の開示、公開をしていく、こういう点からした場合、やはり議会、市民にその内容を、安心安全を確立していくという観点から公開をすべきということを要望しながら質問を終わりたいと思います。

○議長（川端澄男） これで、目時睦男議員の質問を終わります。

午前11時10分まで暫時休憩いたします。

午前10時58分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（川端澄男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎川端一義議員

○議長（川端澄男） 次は、川端一義議員の登壇を求めます。5番川端一義議員。

（5番 川端一義議員登壇）

○5番（川端一義） 自民クラブの川端一義であります。一般質問を通して、新むつ市発展と市民の幸せの展望を切り開かんと質問の壇上に立たせていただきました。市当局におかれましては、市民にとって元気と希望の持てる答弁を期待いたします。

さて、宮下新市長におかれましては、さきの市長選挙におきまして、市民の圧倒的なご支持のも

とに、新生むつ市の市長に就任されました。私も心から就任を歓迎するものであります。宮下市長は、その識見においても、政治、行政経験、またその情熱におきましても高い資質をお持ちでございまして、市民の多くの方々もまたその手腕に大きな期待を寄せているところであります。

今まさに地方自治体にとりまして、国のなりふり構わぬ行革により、今まで経験したことのない難関に立たされておりますし、またそのうえ我がむつ市においては、財政問題や病院経営問題、市町村合併にかかわる多くの問題が山積しております。こうした難関に取り組むことは、並大抵の努力でできることではありません。かといって、少しでも手を緩めれば、行政サービスの低下を招き、財政再建団体に陥ることは明白な今日であります。渦中のクリを拾うという言葉がありますが、そのごとき立場に立っているのが今宮下市長の今日の状況であります。それゆえに、これに立ち向かうためには、まず何よりも市長ご自身の心身ともの健康が優先されなければなりません。十分な休暇をとるなどして健康に留意され、この難関に立ち向かっていただくことを伝えたいとしまして、通告してありました6項目について質問させていただきます。

まず第1点目は、市基幹産業の1次産業についての振興対策について、市長の現状に対するご認識と展望をお示しいただきたいと思っております。

我が郷土むつ市は、北に津軽海峡、内に陸奥湾と豊かな漁場に恵まれ、その有史以来、第1次産業によって地域が成り立ち、その技術の発達、さらには第2次産業へとつなげることによって産業基盤を強固なものにし、その発展のもと、人々は文化を創造し、厳しいながらも生活の安定を図ってまいりました。時には時世の波に流され、紆余曲折はあったものの、現在もその意義は決して薄れていませんし、今日もまた関係技能者のたゆま

ぬ努力と研究によって、地域経済を大きく支える力として発展を続けているところであります。

大畑地域の伝統的イカ釣り漁業は、最盛期には80億円の水揚げを誇り、その力が300億円の加工産業を生み出しました。今は、もろもろの経営環境の変化により縮小されたとはいえ、地域の経済を支える大きな位置を占めておりますし、将来にわたってなくてはならない産業であります。また、地域沿岸漁業にしましても、定置網漁業や底建て網漁業、海峡サーモン等の養殖漁業など、漁業者はその使命と家族を守るために懸命な努力を重ねております。

また、陸奥湾全体の問題でありますホタテ漁業につきましては、今では地域の一大産業に成長しておりますが、価格の低迷や販路の問題、時には稚貝のへい死問題などで不安定要素も大きく、今日さまざまな課題を抱えておりますが、地域産業に占める割合は非常に高く、その盛衰は、即市民の生活を脅かす状況になっておりまして、早期にその安定を図ることが求められております。

また、川内地域においても、これまでの伝統漁業に加え、ナマコ資源管理への取り組みがなされております。ホタテ貝漁業の低迷やホタテ貝単価の下落等により、漁業収入の大幅な落ち込みを補おうとナマコの生産に力を入れました。平成10年までは、急激な伸びを見ましたが、それだけに甘えることなく、将来にわたる資源確保のため、平成11年にはナマコ資源有効利用推進協議会を設置し、漁業者一人一人が守るべき漁獲制限などを定めて、一丸となってナマコ漁業改革を成功させました。

また、今後における課題として、新たな資源の転化や繁殖に適した漁場づくりに努めているところであります。

また、脇野沢地域におきましては、鱒の里復活を目指して、いろいろな増養殖対策が講じられて

おります。昭和8年と昭和9年、さらには昭和20年と昭和21年、数千トンの水揚げがありました。昭和24年以降激減し、昭和30年から40年代は漁業低迷が続き、昭和50年後半から平成初めにかけて数百トンから1,000トン台の漁獲がありましたが、現在は数十トンの水準となっております。脇野沢漁協では、こうした事態を打開せんと、昭和53年から親魚標識放流と受精卵放流、昭和57年からはふ化仔魚放流が行われ、平成3年からの稚魚放流が開始され、平成17年度には平均全長63.7ミリメートルの稚魚5万2,700尾放流しております。

標識放流の結果からは、脇野沢から放流された稚魚が陸奥湾に帰ってきていることが確認されていることから、引き続き稚魚の放流を行い、鱒の里復活を目指そうと努力が続けられております。しかしながら、以上のような関係者の懸命な努力にもかかわらず、今日の漁業を取り巻く環境は、関係者の努力だけではいかんともしがたい状況に置かれております。地球環境の悪化によると思われ、潮流の変化による安定しない漁の状況、それに追い打ちをかけます燃油の高騰であります。漁業経営者は、懸命な自助努力を続けておりますが、今こそ行政の施策による援助が求められております。市は、国や県に働きかけ、補助事業の支援の拡充、制度資金の拡充や燃油対策、来期に備えての着手資金の準備等々状況を先取りした振興策を図るべきであります。市長の一層の努力を期待し、地域間産業に対する現状の認識と展望について答弁を求めます。

次に、2点目として、水産加工業の振興について伺います。基幹産業の第1次産業を側面から支え、雇用の場を創設し、地域の生活向上と文化の向上に大きく寄与したのは第2次産業へつなげた水産加工業であります。昭和20年代の漁業者は、自家生産のために自然天候に左右され、生産性が上がる苦しい生活を余儀なくされてまいりました

が、30年代に入り、加工場ができることによって雇用の場ができたことにより、人々の生活は大きく向上いたしました。以来幾多の難関を切り抜け、今日地元企業唯一の雇用の場として多くの地元の方々を雇用し、その意義を発揮しておりますが、市のほかからの企業誘致が思うに任せない今日、今後において、その継続が経営者のみではなく行政にとっても大きな命題であります。経営環境の厳しさから、時には倒産の憂き目に遭うなど、幾多の困難を乗り越えてきた水産加工業であります。地元企業と自治体が一体となって雇用環境を守るため努力を重ねたからこそ、今は市内各地から雇用され、通勤バスで通勤されております。しかしながら、今日なおその経営は厳しく、困難をきわめている状況下にあります。自治体にとりまして、経営に関与することはもちろんできませんが、雇用環境整備の面、流通面や市場情報提供、県の研究機関との連携などなど、指導支援を強化しなければなりません。大畑地域でなしに市内にある水産加工業の今後の発展のため、市長の方針を示していただきたいと思っております。

次に、第3点目は、沿岸及び地先漁業の振興のための漁場整備事業の現状と課題について伺います。これまでも市当局におかれましては、その振興策を進め、大きな成果をおさめてきたところでありますが、漁業者の高齢化という一つの側面を見るとき、その課題の取り組みは一時の停滞も油断もなりません。高齢者として核家族化の中、生産、生活に自立が求められております。行政としては、その振興策を通して、自立支援を進めなければなりませんし、定置網漁や底建て網漁の振興のためにもたゆまない行政施策の展開が求められております。もちろん市独自でできることは少なく、国・県の施策に乗ることがその基本であることは論をまちません。

そこでお伺いいたしますが、現在実行している

事業とその成果、できれば過去5カ年の事業実績と今後の施策の方針をお示ししていただきたいと思います。

次に、第4点目は、海岸防災対策について伺います。最近の異常気象により前浜の砂が削られ、護岸沿いにある市民は、高波のたびに命の危険にさえさらされております。この1年の間にも3度危険な状態を受け、少しのしけでも常に波しぶきを受け、家屋の腐食などの被害を受けるなど、その我慢は限界の域に達しております。市内各地には、こうした事例はたくさんあるとは思いますが、特に大畑二枚橋地区は、その深刻な事例を抱え、町内会挙げて、その早期解決を熱望しております。市当局におかれましても、こうした苦情を受け、早期解決のためご奮闘いただいているところでありますが、離岸堤や消波ブロックの早期設置について今後の一層の努力をお願い申し上げますとともに、関係上級機関との協議の状況、またこれに取り組む覚悟のほどをお示しいただきたいと思えます。

次に、5点目として、企業誘致対策について当局の状況について伺います。今市民の切実な願いの一つとして、仕事が欲しい、働く場が欲しいという非常に深刻な問題があります。勤労意欲がありながらも、それを発揮する場がない、社会に貢献したくとも、また家庭における責任を果たしたくとも仕事につけないために役割を果たせない。まさに深刻な課題に我々は今置かれていることを認識しなければなりません。政治の貧困が今日の状況を招いたとばかり愚痴を言っても仕方ありません。今この問題に直面している我々行政に立つ者たちが現状の認識をしっかりと持ち、真剣に取り組み、真剣に行動して、その責任を果たす積極的な行動を起こすことを優先させなければなりません。

国においても、これまでの反省から、中央と地

方の格差是正の方策を立て、企業立地促進法を打ち出しました。地域間格差の是正を目指している同法は、この6月に施行され、市町村や経済団体による協議会が地域の特徴を生かして誘致したい業種等を定め、国の同意が得られれば、誘致活動への補助金が受けられるというものであります。整備においても、早速に地域指定の行動を起こし、初指定となる10件12地域の中に我がむつ下北が入ったと報道されております。これまでも市当局を初め市議会においても企業誘致に取り組んできたこととは思いますが、今こそさらなる意気込みと強固な体制を持って取り組まなければなりません。

これまでの企業誘致活動からも経験していることでありますが、企業誘致は一朝一夕にできることではありません。情報の収集と粘り強い交渉、継続した行動が求められます。それだからこそ、それにたえる体制が情熱がなくてはなりません。宮下市長は言っておられます。新しいむつ市へと。どうぞこれまでの慣習にとらわれることなく、新しいむつ市への新たな意気込みと、この課題に取り組まれることを熱望してやみません。企業誘致に対するこれまでの状況と今後の方針を伺いたいと思えます。

次に、6点目として、国民年金問題と罰則問題について、市の対応について伺います。今社会保険庁は、自らの失敗を国民の責任になすりつけ、年金保険料を納めない国民に罰則をもって臨もうとしております。自らなすべき努力をなさず、国民いじめの方策を地方自治体になすりつけようとしております。

そもそも国民年金と国民健康保険は、その法の精神からしても、目的からしても、全く次元の違う問題であります。それが何で、何のためにこういう施策になったのか、あきれ果て、開いた口が閉まらず、怒りさえ禁じ得ないところであります。

まさに国民年金保険料の徴収のみを考えた、いや徴収ではなく、保険料を取ることだけを考えた役人根性丸出しの手段であります。国民不在の国民を人とも思わぬ無謀、無策と断ぜざるを得ません。

そもそも国民健康保険の目的は、国民皆保険の精神にあるように、国民すべての人々が健康で元気に明るく生活を送る、その基本をなすものであり、その結果が健康な国民が元気に働き、国に貢献することになるわけであります。人だれしも病気はしたくないし、けがもしたくありません。でも時には人だれしも直面いたします。病気を我慢するのではなく、早いうちに治療をし、早く元気になって職場に復帰し、社会に、家庭に貢献する、これが本来の目的であります。それがなぜ年金の滞納が健康保険に飛び火するのでありましようか。残念でなりません。国民年金保険料滞納問題は、その原因は別にあることに目をつぶり、ただただ役人の徴収率を上げることを念頭にした国民いじめの悪代官そのもののやり口であります。

それでは、なぜ年金の保険料の未納が多いのでありましようか。それは、せんだっての東奥日報の明鏡欄に明快な答えが掲載されております。ある県民の声を紹介いたします。「国民年金保険料を滞納すると市町村は来年4月から国民保険証を交付せず、短期保険証に切りかえることができるという記事を見て驚きました。国保保険料は納めているが、年金保険料を未納している者に罰則として新制度を適用するという国の方針にがっかりいたしました。私は、国保は何とか納めていますが、年金までは余裕がありません。世帯収入が納付免除とならないぎりぎりの金額なので、未納にならざるを得ないのです。本県の最低賃金は、全国最低ですが、私のように小さい子供がいると仕事も見つかりません。夫の収入も低く、ボーナスもないという若い世帯にとって年金を納めることは困難なのです。休みなく働いても余裕ができな

い。病院に行くのも控え、趣味の本も買えない。旅行なんて考えられないという生活をしている人は、私の周りにたくさんいます。お金のない人から無理やり取ろうとする前に、不正に利用された税金の問題を解決してほしいのです。貧困層が淘汰され、金持ちだけが生き残る日本になるのでしょうか」とあります。まさにこの方の心の叫びが今日の国民の実態であります。私たち市民の実態であります。社会保険庁の役人の皆さん、この国民の切なる心の叫びが耳に、心に聞こえませんか。こうした実態を放置して、政府自らの責任を果たすことなく、今度はそれを市町村に押しつけようとしております。まさに市町村に悪代官役を押しつけようとしているのであります。

市長に申し上げます。悪代官になることはありません。宮下市長は常に言っておられます。国の施策といえども、だめなものはだめだと言っておられます。どうかこの問題に関しても、堂々とノーを突きつけ、市民の健康と生活を守ってくださることを要請し、市長のこの問題に対する方針を伺いたいと思います。

以上、6点にわたり質問を申し上げました。市民にとって希望の持てる答弁を期待いたしまして、壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（川端澄男） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 川端一義議員のご質問にお答えいたします。

まず、基幹産業の振興対策について、市長の現状認識と展望を示せについてのご質問であります。ご質問の第1点目、イカ釣り漁業についてであります。平成18年度の青森県海面漁業に対する調査報告書によりますと、当市の水産業の漁獲金額は、約37億円となっており、うち約7割をイカ、ホタテ、ナマコの漁獲金額が占めております。また、水産業はこれまでその漁獲金額のみならず、

大畑、川内、脇野沢おのおのの地区の活性化に大きな役割を果たしており、当市の基幹産業の一つであり、私は宝物であり、磨けば光る原石もあるというふうな認識を持っているところであります。

イカ釣り漁業の現状であります。近年は漁獲数量、金額とも低迷を続けており、これに加えて漁場探索や集魚灯の点灯に燃油を多量に使用することから、燃油高騰の影響を受けて、漁業経営は非常に厳しい状況に置かれていると認識しているところであります。展望につきましては、県等でイカの資源分布調査や燃油の省エネ対策等の試験に取り組んでいることから、その調査や試験結果を迅速に漁業関係者に伝え、経営の向上に資する一方、不漁対策として、漁業共済掛金に対し助成を行うこととしているところであります。また、ヤリイカやサケ、サクラマス、アワビ等の資源増大に向けた取り組みにより、総合的に経営の安定に努めてまいりたいと考えております。

次に、ご質問の第2点目、ホタテ漁業についてでございます。ホタテ漁業は現在価格の低迷に加えて販売不振、陸奥湾内の密殖、産卵母貝の育成等の課題を抱えております。このため市といたしましては、漁場環境保全創造事業による地まきホタテ貝の産卵母貝の育成を図ってまいったほか、消費拡大宣伝事業により、ホタテ活貝の販路や消費の拡大に努めているところであります。また、ナマコの増殖やアカガイの養殖等を推進し、多角的に経営の安定を図ってまいりたいと考えております。

次に、ご質問の第3点目、ナマコ漁業についてでございます。ご承知のとおり近年中国市場で干しナマコの需要がふえたことから、ナマコの価格が高騰し、漁協や漁業者等から市に対し、ナマコ資源を増大させてほしいと強く要望されているところであります。このため市といたしましては、

現在川内地先等にナマコの増殖場やナマコ着底礁を整備しているところでありますが、今後は脇野沢、川内、むつの各地先において、ホタテ貝殻を活用したナマコ増殖場造成事業を検討し、ナマコ資源の増大に努めてまいりたいと考えております。

次に、水産加工業の振興策についてでございます。当市の水産加工経営体は平成19年現在、16経営体となっており、ホタテのボイル加工を初めイカの一晩干し、乾燥ナマコ、海峡サーモンの西京漬け等の加工生産が行われております。議員ご承知のとおり、水産加工業は水産物に付加価値をつける点や、イカ釣り漁業やホタテ漁業、ナマコ漁業等と密接な関係にあり、おのおのの漁業の振興と雇用の場の確保に大きな役割を果たしているものと考えております。当市の水産加工業を取り巻く経営環境は、非常に厳しい状況にあり、かつ施設の老朽化等の課題を抱えていると伺っております。市は厳しい財政状況の中、加工団地の整備に係る債務の一部を現在負担しており、現段階で施設の維持や管理等への支援は難しい状況にあると考えております。しかしながら、水産加工業の雇用に果たす役割が大きいことから、市としては加工原料である水産資源の維持増大に向けた取り組みのほか、川内の干しナマコや海峡サーモンのブランド化へ取り組み等を支援し、水産加工業の充実、強化に努めてまいりたいと考えております。

次に、沿岸漁業振興のための漁場整備事業の現状と課題についてでございます。当市の過去5カ年の沿岸漁場整備の実績といたしましては、脇野沢地区地先におきまして、事業費約2億3,000万円により24ヘクタールのヤリイカの増殖場を整備しているほか、川内地区地先において事業費約1億7,000万円により11ヘクタールのナマコの増殖場を整備しております。また、大畑地区地先におきましては、事業費約1億4,000万円により2.8ヘ

クタールのウニの増殖場並びに事業費約4億4,000万円により12ヘクタールのヤリイカの増殖場を整備しているところであります。今後の計画であります。県では大畑地区地先において、ヤリイカの増殖場を計画しているほか、大型魚礁についても県に要望しているところであります。

また、関根地区地先においても、ヤリイカの増殖場の整備について、今後県に要望していくこととしております。さらに、脇野沢、川内、むつの各地先にホタテ貝殻を活用したナマコ増殖場の整備について検討してまいりたいと考えているところであります。

次に、海岸防災対策についてであります。昨年の10月6日から8日にかけて発達した低気圧により、大畑漁港並びに関根漁港が甚大な被害をこうむったことは記憶に新しいところであり、現在その改良復旧がスピード感を持って進められているところであります。また、大畑二枚橋地区の海岸保全につきましては、高潮対策として消波ブロックの設置等、町内会からの要望も伺っております。この地区は、昭和38年6月に海岸保全区域に指定され、水産庁所管の青森県が管理する海岸であることから、昨年に引き続き県にお願いいたしましたところ、現在県から国に対し、孫次郎間から二枚橋集落にかけての約1,200メートルの区間について採択に向けての要望量調査に対しての回答に記載済みとの報告を受けております。また、当市の海岸線は、陸奥湾及び津軽海峡に面していることから、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域の指定を受けております。このことから、津波、高潮対策として既存の海岸保全施設を点検したところ、青森県が管理する海岸のうち、当市管内の7つの海岸12カ所において、現在の護岸開口部は閉鎖に多大な時間を要するほか、施設の老朽化により確実に閉鎖することができず、津波、高潮発生時に背後の人家に被害が及

ぶ危険性があり、今年度と来年度の2カ年でアルミゲートを設置していくこととしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、企業誘致対策についてのご質問にお答えいたします。これまでの取り組みと今後の方針を示せとのことのお尋ねであります。昨日東議員からも企業誘致に関するご質問がなされておりますので、答弁に多少重複する部分もあろうかと思いますが、あらかじめご了承いただきたいと存じます。

まず、これまでの取り組みについてであります。合併時の誘致企業数につきましては、むつ地区で2社、川内地区に1社、大畑地区に3社、脇野沢地区に2社の計8社で、臨時的雇用のものを含め、約1,200人の雇用があったものであります。その後工場の閉鎖や昨年1企業が解散するなどし、一部雇用をふやした企業があるものの、当時との比較では約50名ほどの雇用人員が減少となっております。国内企業は、好調な伸びを示しているにもかかわらず、当地域にとっては、なお厳しい状況が続いていると認識いたしているところであります。

今後の取り組みといたしましては、これまで同様、青森県企業誘致推進協議会とも連携しながら、私自らもアンテナを高く上げて情報収集に努め、誘致を模索していかなければならないと考えております。

次に、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律、いわゆる企業立地促進法についてであります。地方の主体性と計画的な取り組みを支援することにより、地域間格差是正を図ることを目的として、本年6月に施行されたものであります。この法律に基づき、県が基本計画を策定し、国の同意が得られた後、その実行段階においては共同利用の貸し工場等施設整備や研究開発に係る施設及び機器の整備を行うなど、事業者に対するインフラ整備を行う

独立行政法人中小企業基盤整備機構等に対しての補助であるとか、立地後のフォローアップとしては、企業が新規採用した社員などを研修する場合の研修費用、大学等との産学官共同研究体制などによる研究開発に対する支援等があります。また、新聞で報道されました自治体に関するものとして、交付税制度についてご説明させていただきますと、1つは、企業に対する固定資産税や不動産取得税を課税免除した場合、または不均一課税をした場合の減収分について、その75%を普通交付税で補てんするというものであり、これに充てる額が300億円のうちの200億円となっております。

また、今述べました固定資産税等の課税免除の措置期間、通常は条例により3年程度であります。この期間が過ぎますと、市及び県では固定資産税、不動産取得税を課すこととなり、その分が増収となりますことから、通常は地方交付税が減額される仕組みとなっているのでありますが、その補てん措置として固定資産税等の増収分の5%を特別交付税で手当てするとしたものに充てられるのが残りの1億円ということになっております。

東議員への答弁でも申し述べましたが、制度としては魅力的なものでありますが、法律の趣旨からも一定の地域に集積し、同種の事業または関連性が高い事業を相当数のものが有機的に連携することを基本としていることを考え合わせますと、現時点で当市への誘致は容易なことではないと思われれます。とは申しまして、当市は依然として厳しい状況下にありますので、企業立地促進法の趣旨、目的も十分踏まえさせていただき、企業誘致が図られるよう情報収集に努め、鋭意努力してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、国民年金保険料滞納者問題罰則についてのご質問にお答えいたします。国民年金につきま

しては、たび重なる不祥事や保険料の無駄遣い批判を背景に、国民年金事業の運営を見直し、サービスの向上、収納対策の強化、公正、透明、効率的な運営の確保等を図るため、さきの通常国会におきまして、国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律が成立し、7月6日に交付されたところであります。

現在国民健康保険税の未納がある場合には、国民健康保険法に基づき市町村の判断により通常より期間の短い保険証、いわゆる短期証を交付することになっておりますが、これに加え、冒頭に述べました法律により国民健康保険法の一部が改正され、平成20年4月からは国民年金保険料の未納がある場合についても市町村の判断により短期証を交付できるようになるものであります。また、同時に国民年金保険料を市の窓口で納付することも可能になります。

この改正の考え方は、現在介護保険の第1号被保険者の保険料の80%が年金からの天引きにより行われておりますが、さらに平成20年度からは後期高齢者医療の保険料や前期高齢者の一部の方の国保税についても天引きされることから、市町村の効率的な事務に貢献しており、住民の年金受給権の確保はこのような仕組みが機能するための前提であり、医療保険財政や介護保険財政の安定的な運営上も不可欠で連携したものとする立場から出たものだと思われれます。しかし、これまでの短期証交付の趣旨は、国民健康保険税未納者との接触の機会をふやし、自主的な納付をお願いすることを目的として設けられたものでございますから、これに国民年金保険料の未納者も加えることは制度のあり方にも疑問がございますし、何よりも国民健康保険加入者の皆様の混乱を招きかねないことも危惧されます。

まずその1つは、国民健康保険とは全く制度の異なる国民年金の保険料未納者にペナルティーと

して短期証を交付することが加入者の理解を得られないのではないかと考えております。国民健康保険税を納付している方に国民年金保険料が未納だからということで短期証を交付することは国保加入者にとって納得できがたいものと考えます。

2点目は、比較的低所得者の多い国民健康保険におきましては、短期証を活用して年金保険料の納付を行うことにより、短期証交付の本来の目的である国民健康保険税の収納率向上に対し、逆効果となる懸念もあります。国民年金保険料につきましては、従来どおり未納者に対しまして、自主的な納付の働きかけを行い、負担能力のない方には免除申請等の勧奨を行うなどにより、市民の年金受給権確保に努めることが現時点での最善の方策ではないかと考えております。したがって、保険者として平成20年4月から国民年金未納者に短期証を交付することは実施しない方針でありますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（川端澄男） 企画部長から、市長の答弁の中で一部訂正があるそうです。企画部長。

○企画部長（阿部 昇） ただいまの市長答弁のうち、企業誘致対策について一部訂正がございますので、訂正をし、補足をさせていただきます。

企業誘致対策についての自治体に関する地方交付税の制度の紹介の中で、固定資産税等の増収分の5%を特別交付税で手当てをすとしたものに充てられるのが残りの1億円と答弁しましたが、国家予算全体で300億円ですので、前段のほうには200億円、残りが100億円ということでございますので、訂正しておわびを申し上げます。よろしくようお願いいたします。

○議長（川端澄男） 5番。

○5番（川端一義） 若干の質問を申し上げます。

第1次産業の振興についての市長の見解でございますが、まさに同じ見解であります。市民の多

くが携わっております第1次産業、特に漁業、林業の関係ではそうであります。今漁業の問題を取り上げておりますが、まさにそういったご認識のもとに今後とも取り組んでいただきたい。これまでの努力に敬意を表しながら、さらなる体制の強化を図っていただきたいと思いますが、ここで1つ経済部長にお尋ねいたします。こういった漁業振興のためには、それぞれ各地域の組合へのいろんな支援が必要になってくると思うのでありますが、それぞれの大畑町漁業協同組合だけではなく、今後とも今日の漁業経営のための支援団体である、その母体である漁業協同組合への支援と申しましょうか、そういったことについての方針をお伺いしたいと思います。

次に、ホタテ産業、ナマコ産業等々、いろいろとこれまでの努力が続けられておりますし、支援もされているようであります。そしてまた、沿岸漁業、地先漁業の振興のための投石事業、こういった点についても進行中のようであります。願わくは、これらの年度計画と内容をお示しできれば幸いでございますが、もし資料がこの場になれば後で結構でございます。ありましたらご紹介をいただきたいと思っております。

ヤリイカ増殖場、大型魚礁、そして川内、脇野沢それぞれの特産物への増殖対策、非常にありがたい対策を講じておられるようであります。今後のさらなる努力を期待いたしたいと思っております。

次に、海岸防災対策であります。非常にありがたい答弁をいただきました。地域、市民の命をかけた心配は、今日この台風にも遭っているわけでありまして。このようになかなか今の時代でありますから、予算を確保し、即するということは困難であります。今県と協議をし、県から国へヒアリングとして出していただいて、このことについて敬意を表したい。こういった皆さんに対して報告もし、皆さんのご苦勞を伝え、皆さんの希望を

つないでおきたい。今後の努力をお願いしたい、このように思います。

企業誘致についてであります。どうぞひとつ市長の今の方針にあったように、今後とも努力をお願いしたい。ただ1つ提案がございます。やはりそのためには体制がないと、どうしても1係だけですと体制が弱いのではないかと。決して今を批判するものではありませんが、今後さらなるこの厳しい企業誘致の中での運動でありますから、願わくば三役の一人が副市長、収入役が頭になったチームをつくるなどして連携をしながら頑張っていた方法はないか。必ずしも形にはこだわりませんが、体制の強化を図っていただきたい。

企画部長がトップになることも、それはそれでいいでしょう。ただ、体制なくして事は進みません。どうしてもいつかやろうと思っていたのにという結果になりかねない。そういったチームを願わくばつくってほしい、これは要望であります。いろいろ体制もあることをございましょうから、要望を申し上げておきます。

国民年金の問題については、市長の方針に感謝を申し上げたい。市民の多くの皆さんは、その市長の今の答弁で心安らいでくれると思います。いろいろ問題ある今日の状況であります。市民の皆さんの心の安らぎ、安らかさをこういう不当なことによって荒らすことはなりません。そういった意味では、市長の方針として適用しない、こういう答弁をいただきました。どうぞひとつそういう方向での今後の努力を期待をいたしたい、そのように思います。

○議長（川端澄男） 市長。

○市長（宮下順一郎） 川端一義議員の冒頭のご質問の中に、ご意見として、第1次産業から第2次産業へつないでいくというふうなご認識、私も軌を一にするところであります。その意味からして、各漁協等への指導、それから情報の提供というこ

とは今まで以上にしっかりと力を入れて経済部を通して、県、国というふうにさまざまな情報をしっかりと伝えていきたいと。そして、先ほど壇上でご答弁申し上げましたとおり、宝物がいっぱいあります。そして、これから磨けば光る原石もあるという認識をしておりますので、その部分についても情報提供、また支援もしていきたいと、指導もしていきたいと、こういうふう考えております。

企業誘致の体制につきましては、これはご提案はご提案としてお受けいたしますけれども、全庁一丸となって、そういうふうな部分ではアンテナを高く張るという気持ちで、私は全員野球ということを行政のスタンスとして考えておりますので、その部分も頑張っていきたいと、こう思いますので、ご理解いただきたいと思えます。

その余につきましては、担当部長から答弁させます。

○議長（川端澄男） 経済部長。

○経済部長（佐藤純一） 各漁業協同組合の支援策について、経済部長の答弁を求められました。

私ども新市には、内水面も含めまして7つの漁業協同組合がございます。その7つともそれぞれ異なった特徴を抱えておりまして、大畑町漁協は大畑町漁協のイカの問題もございます。関根浜は関根浜で新しく漁港内にサケの増殖場をつくろうとしておりますし、陸奥湾の中には陸奥湾なりの問題もございまして、田名部漁協、むつ市漁協、川内、脇野沢とございます。それぞれ特徴があります。市長も申されましたけれども、組合長を初め漁協の組合員の方々からいろんな情報を私どもが得ることによって、その情報に対して私どもが何ができるかというふうなものを、それぞれの組合ごとに違っていることを一緒に考えていこうとしております。そういう中で出てきたのが、ナマコの貝殻利用が3漁港、陸奥湾内の脇野沢、川内、

むつ市漁協でございました。田名部漁協にもお話をもちかけましたが、今ちょっと問題がありまして、そちらのほうに取りかかっている余裕がないので、後からまたご要望申し上げますというところでございます。

津軽海峡のほうには津軽海峡のほうでいろいろございまして、新しくヤリイカ、サケ、そういうふうなものを各漁協に合った支援策を一緒に考えてまいって、国、県に助言なり助成をお願いしてまいりたいと。市長が申しましたとおり、情報公開であり、対話が必要ではないかと思っております。そういう中で、年次計画を私ども立ててございます。

乾燥ナマコが中国の勢いでぼんぼん売られていますよと。去年が1キロ4万5,000円のもの、今は6万4,000円なのです。そういうふうなことで、岩手や北海道、みんなそれにぶら下がろうとしている。だから、私どもは旧川内町の町長さん初め漁業者が苦勞して、横浜の中華街なり中国、アメリカに一生懸命市場開拓したわけです。だから今10億産業になっているわけですから、この機をほかに負けてはいけません。幾ら財政が厳しくても、何とかここで踏ん張って、漁業者と一緒に、私の経済部長の立場であれば、そういうふうなところで、ことしの予算要求は何か貝殻を利用した増産を強く要望してまいりたいと。そういう意味で、その年次計画の中にサケであり、ヤリイカであり、ナマコをしていく。ただ、今何年には何をというふうなことは、財源の問題がありますので、それはちょっと控えさせていただきます。

海岸防災対策であります。必要に応じて、それなりに国、県に要望してございます。特に二枚橋地区については、議員おっしゃるとおり、皆さんが非常に困っておることも存じ上げておりました、県に対してはそれなりに要望してございます。平成21年度には着手できるよう強く働きかけてお

りますし、平成21年度には取りかかりたいという県の要望も国に対して強く言っているようでございますので、そこのところ、それ以上ちょっと申し上げますと、一生懸命頑張っている県に対してちょっとあれなものですから、今それに向かって市、県とも国に要望しているということでご理解願いたいと思います。

○議長（川端澄男） 5番。

○5番（川端一義） 時間でございますから、一言申し上げますと終わります。

今経済部長の姿勢、市の為政者としてすばらしい姿勢を示されました。漁業者と一緒に考えてよう、関係者と一緒に考えてよう、いわゆるえてして、覚えたふりして押しつける行政が中にはあるわけですが、経済部長の姿勢ですと、関係者と一緒に考えてよう、漁業者と一緒に考えてようであります。ぜひ今後ともこの姿勢がむつ市全体の職員の皆さんの姿勢となりますように、心から期待して質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（川端澄男） これで、川端一義議員の質問を終わります。

昼食のため午後1時10分まで休憩いたします。

午後 零時05分 休憩

午後 1時10分 再開

○議長（川端澄男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎会議時間の延長

○議長（川端澄男） 本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

### ◎慶長徳造議員

○議長（川端澄男） 次は、慶長徳造議員の登壇を求めます。52番慶長徳造議員。

（52番 慶長徳造議員登壇）

○52番（慶長徳造） むつ市議会大畑クラブの慶長でございます。むつ市議会第193回定例会に当たり、むつ市議会議員として任期最後の一般質問を行います。

まず、去る7月15日に行われました杉山前市長の急逝による市長選挙においてご当選されました宮下新市長に心からのお祝いと今後むつ市を中心とした下北半島、そして青森県発展のために健康にご留意されまして、ご活躍されますよう心からお祈り申し上げる次第であります。

さて、今回の質問は、エネルギー施設と地域振興策についてであります。平成17年3月14日、大畑町民の大きな期待のもとに、むつ市、川内町、大畑町、脇野沢村が合併し、新むつ市が誕生して早くも2年6カ月が経過いたしました。大畑地区の住民の方々からは、事あるごとに、合併してさっぱりよくなる、景気は悪くなる一方だ、人口などは合併してからのほうが減り方が激しいのではないかと、まちの中では、シャッターをおろした商店が目立つばかりだ、これはどういうことなのだ、議員は何をしているのかという声が多く聞かれるわけであり。まことに申しわけなく、胃の痛い毎日であります。

そのような中で、希望の光が見える新聞記事が出ました。これに大きな期待をかけているものであります。少し長くなりますが、全文をご紹介します。

去る8月17日の東奥日報でございます。「エネルギー対応地域振興に重要」との見出しで、むつ市の宮下順一郎市長が市長就任あいさつで、青森市の東奥日報社本社を訪れ、塩越隆雄社長と懇談。下北地域で進む一連のエネルギー施設立地への対応などが今後の同地域振興に重要であるとの認識

で一致した。塩越社長が中間貯蔵施設や大間原子力発電所、東通原子力発電所など、むつ市と下北地域がどう計画的に取り組んでいくかが今後の下北地域にとって極めて重要だと指摘、宮下市長は、これに同意し、市として計画を立てて対応したいと考えを示した。

また、宮下市長は、緊急の課題である財政再建に全力で取り組む一方、同地域の中核都市として、赤字を抱えるむつ総合病院やごみ処理施設、広域消防を支える決意を示した。さらに、海峡サーモンやナマコ、アカガイ、高原野菜、イチゴなど、1次産品を自信を持って売り出していきたいと意欲的に話したとありました。この意欲的な政治姿勢に心から敬意を表したいと思っております。

ここで下北地方のエネルギー施設等について、少し申し上げてみたいと思っております。まず、北から大間町では、大間原子力発電所の用地周辺施設などの建設が振興中で、原子炉本体の着工はしておりますが、近いうちに許可が出ると考えられます。この大間原子力発電所は出力138.3万キロワットアワーの我が国初めてのウラン、プルトニウムの混合燃料、いわゆるMOX燃料専用の原子炉であります。

次は、我がむつ市の使用済み核燃料中間貯蔵施設の建設であります。きのうの石田、中村両議員の質問に対する答弁では、大体順調に進んでいるとのことであり。その次は、お隣の東通原子力発電所であります。既に110万キロワットアワーの東北電力1号機が商業運転に入っており、また出力138.5万キロワットアワーの東京電力第1号機も近いうちに着工されようとしております。この東通原子力発電所は、現在4基の建設計画であると伺っておりますが、敷地面積は10基建設可能とも言われております。さらに、その隣の六ヶ所村にはご承知の核燃料サイクル施設がこれまた莫大な費用を投じて建設されてつづあります。既

稼働中のウラン濃縮施設、低レベル放射性廃棄物貯蔵施設に続いて、現在は使用済み核燃料再処理工場の試運転が時々中断しながらも進んでおります。

このように見てまいりますと、高レベル放射性廃棄物永久貯蔵施設を除けば、必要な原子力エネルギー施設のすべてが立地されているのであります。

それから、先ごろ大きな話題になりましたITER、国際熱核融合実験炉であります。このITERの誘致については、我が国が今回は残念ながら一歩おくれをとり、本体の実験炉はEUヨーロッパ連合に、その他の研究施設は六ヶ所村に設置されることになり、その施設が建設されつつあります。このITERが実用化されますと、地球上に豊富な重水素燃料とし、永遠にエネルギーの心配がない、究極の夢の原子炉とも言われております。だからこそエネルギー資源の極めて少ない日本が国を挙げてその誘致を図ったのであります。今後このITER関連施設の推移には十分な関心を持つべきと思うものであります。

このようにいろいろな形のエネルギー施設と、その関連施設が立地されている下北半島であります。これらの一連の施設に最大の関心を持って、そして新聞紙上にありますこの一連のエネルギー施設立地への対応にこれからのむつ市、下北地域振興の成否がかかっていると言っても過言ではないと思うものであります。そして、大畑地区の人口減少に歯どめがかかり、店のシャッターが上がり、昔のにぎわいが復活する力強い復興を心から願うものであります。

そこで、次の2点について質問いたします。第1点目は、新聞紙上に計画を立てて対応したいとありますが、どのような計画を立てようとしているのかお伺いいたします。

第2点目は、安心安全対策の1つとして、県を

も入れた下北半島全体の安全対策として、原子力安全協定の実施についてお伺いいたします。

なお、大間原子力発電所については何となく身近に感じられ、それなりの関心がありますが、六ヶ所村の核燃施設は何となく離れた感じで、ともすれば関心が薄れがちの気もいたしますが、むつ市の中心から大間原子力発電所を半径として円を描くと、六ヶ所村の核燃施設がすっぽり入ります。このことは、大間町も六ヶ所村もむつ市からは距離的には同じ位置にあり、このことには十分な関心を払うべきものと思うものであります。

それから、安全協定には参考にしたい事例があります。それは、茨城県のひたちなか市であります。この市には、原子力施設はありませんが、隣には東海村を初め、周辺地区には原子力施設や関連施設の事業所や研究機関があり、それらの事業所とさまざまな協定を締結して、安心安全対策を講じております。非常に参考になる事例と思いません。

以上でここからの質問を終わります。

○議長（川端澄男） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 慶長議員のご質問にお答えいたします。

ご質問は、電源立地地域対策交付金の活用計画はあるのか、またその内容は何かというご趣旨と承りました。同交付金につきましては、議員ご承知のように、従前は発電用施設の立地地域、周辺地域で行われる主に公共用施設整備等の事業に対して交付されておりましたが、平成15年10月には、それまでの電源三法交付金が統合され、地域住民の生活利便性の向上に資する事業などのいわゆるソフト事業についても交付金を充当できるようになったところであります。事業への活用に当たっては、県が策定する公共用施設整備計画及び利便性向上等事業計画により実施される事業、す

なわち長期的な事業計画に基づく事業もありますが、活用計画等を定めるなどの手続を経るというものではなしに、適宜に活用方法を決め、交付金の事業申請にのせていけばよいものでありまして、当市の場合は、財政の窮状から、当面は今年度も実施しております学校給食・環境整備提供事業、消防活動提供事業、保育サービス提供事業などの職員の人件費などに充当し、できる限り一般財源を浮かせる方途で議会にお示ししながら、計画的かつ効果的に活用してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、原子力安全協定についてのご質問にお答えいたします。県内の原子力施設は、日本原燃株式会社六ヶ所原子燃料サイクル施設及び東北電力株式会社東通原子力発電所1号機が稼働しているほか、当市におきましては、独立行政法人日本原子力研究開発機構青森研究開発センターむつ事務所に原子力船「むつ」及び施設管理に伴う作業から出された低レベル放射性廃棄物が保管されております。また、これらの施設のほかに当市において使用済み核燃料中間貯蔵施設、大間町には原子力発電所が計画されており、まさに下北半島地域は原子力関連施設の集積地と言っても過言ではありません。

さて、県内の原子力施設に係る安全協定についてであります。現在稼働している原子力施設につきましては、既に所在自治体及び隣接自治体との安全協定が締結されております。すなわち、東通原子力発電所につきましては、青森県、東通村及び東北電力株式会社を当事者とする所在自治体に係る安全協定が締結されているほか、むつ市、横浜町、六ヶ所村及び東北電力株式会社を当事者とし、県を立会人とする隣接自治体に係る安全協定も締結されているところであります。

また、六ヶ所サイクル施設に関しましては、ウラン濃縮施設、低レベル放射性廃棄物埋設センタ

一、高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センターなど、それぞれの施設について、またウラン試験やアクティブ試験に入るそれぞれの段階において、県、六ヶ所村及び事業者による所在自治体に係る安全協定が締結されているほか、県が立会人となり、六ヶ所村隣接自治体と事業者による隣接自治体に係る安全協定が同様に締結されている状況にあります。青森県内の原子力施設に係る安全協定につきましては、これまで各原子力施設に係る安全協定の締結の経過、状況を踏まえたうえで締結されているところであり、計画されている中間貯蔵施設や大間原子力発電所等に係る安全協定についても、これまでと同様に所在自治体との安全協定及び隣接自治体との隣接安全協定が結ばれるものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（川端澄男） 52番。

○52番（慶長徳造） 再質問をいたしたいと思いません。

電源三法交付金の使い道については、大体従来言われているとおりの使い方内容でございますが、私はこの使い方について、お金もそれは当然でございます。今回の一般質問の中でも数人の方がこの電源三法交付金を取り上げておりますが、それ以外の部分で、この施設の対応の仕方があるのではなかろうかと。電源三法交付金以外のものであるのではないかと、そういう感じがしているわけでございます。

そこで、1つその参考になる事例をご紹介したいと思います。岩手県の滝沢村にアイソトープ研究所をつくりました仁科記念サイクロトロンセンターというのがございます。これは、ここの滝沢村にバックエンドという、これは医療施設とか研究施設から出た低レベルのアイソトープとか、そういう放射線を出す物質の貯蔵といえますか、あるわけでございます。このバックエンド施設を設

置する場合にいろいろと協議いたしまして、いわゆるこの協定書の中で、こういう施設が立地するというふうなものを決めて、それによって立地したわけですが、この仁科記念サイクロトロンセンターというのは、超小型のサイクロトロンセンターでございます、これは医療用と薬関係の目的で設置したそうでございます。この施設を活用して、脳のがんとか脳血管とか、体じゅうのものを詳細に診断ができる装置でございます、そう数の多い施設ではないそうでございます。したがって、滝沢村の住民はもとより、非常に遠くから、関東関西のほうからもこれで診断を受けたいという人が殺到するわけでございまして、申し込んでも、実際それによる診断を受けるには1年以上かかるとも言われているわけでございます。

それから、もう一つ、この施設の実際の運用と申しますか、岩手医大からそれなりの先生なり技術者が来てやっているわけでございます。それで、もし仮にこのむつ市にこういうものができて、そして弘前大学の先生が来てこれらを運用と申しますか、するとすれば、これは非常にこのむつ下北地域の医療のレベルが上がるわけでございます。そういうことでございます。それからまた、こういう大学とのパイプを持ちますと、今非常に我がむつ市が困っております医師不足の解消にもプラスになるのではなからうかと、こういうふうな考えを持ったわけでございます。

なお、ここには武見記念館という小さい博物館のようなものがございしますが、これも1つの文化的施設あるいは観光施設として非常に役に立っているだろうと。

もう少し申し上げますと、この仁科記念サイクロトロンセンター、仁科というのは有名な、かの世界的な学者の仁科芳雄先生でございます。その仁科先生の名前をつけたサイクロトロンセンター

がこの小さい滝沢村にあるということは、これは本当にうらやましい限りだなと。これも今のエネルギー施設とのかかわりがあるわけですから。こういうふうな形のいわゆる取り組み方もあるだろうと、そういうふうにご考えているわけですが、その点について市長の考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（川端澄男） 市長。

○市長（宮下順一郎） 慶長議員の再質問の部分にお答えいたします。

バックエンドセンターの件も出ました。この件につきましては、私議長のとときに大畑クラブの皆さんから研究をしようではないかというふうなご提案がございまして、議会として一たんその研究の報告会、勉強会をしようではないかということで、さまざまその関係各位に交渉したことがございました。その際バックエンドセンターのほうでは、まだほかのほうからもあるし、例えば勉強会を開くに当たっても、なかなかさまざまクリアしなければいけない問題があると。また、むつ市のほうは中間貯蔵施設ということで、今非常に微妙な時期にあるから、その部分ではなかなか対応も難しいということのお話がございまして、個々に議員さん方がお見えになる部分については、その資料等勉強の機会をつくることというふうな答弁をたしかいただいたように記憶しております。その部分で、滝沢村の件も初めて承知をいたしました。非常にそういう意味では、高度先端医療と申しますか、そういう部分で、研究施設と、そして岩手医科大学との連携というふうなのは非常に魅力的な部分を感じました。

そこで、この中間貯蔵施設が今度これから着工し、完成する、そして大間原子力発電所、東通原子力発電所という部分で、それらの原子力関連施設が誘引となって、そういう医療的なもの、また科学的なものをお誘いすることができるのかどう

かということ、私今緒についたばかりでございますので、大いに慶長議員のお話、ご提言の部分を受けとめまして、研究をさせていただくというふうなことにとどめさせていただきたいと思いません。ご理解をお願いいたします。

○議長（川端澄男） 52番。

○52番（慶長徳造） ぜひそういうことでよろしくお願ひしたいと思います。

次に、2点目の原子力安全協定でございます。いろいろと協定を結んでいるようでございますが、私はやっぱり個々の施設等も必要ですけども、この下北半島全体をくくったもので今後考えていったほうがいいのではないかと、こういうふうに思っております。そういう点では、今後大いに検討していただきたいと思いません。

なお、この防災について、これも参考になる事例がございますので、これをご紹介したいと思います。これは、先ほども申し上げました、ひたちなか市でございますが、ここには防災の関係で、実際協定ばかりでなく防災行政無線というのがあるわけでございます。これは、ひたちなか市の中、500メートルごとに屋外スピーカー197機を設置しているわけでございます。それから、各家庭に屋内受信機を全部つけているようでございます。これは、何か災害のときばかりでなく、ふだんも活用できるわけでございます。この無線屋外スピーカーについては、私どもの大畑地区にもずっと前からあるわけでございます。これがまたいい面もあるし、悪い面もあるわけでございます。これのやっぱりマイナス面というものは、1つはやはりその日の天候状態で非常にエコーが強く、よく聞こえないということがあるわけです。それから、そのスピーカーの下にいる住民が余りにも音が高くてうるさいと、寝られないということの苦情も来ますし、それから今の家屋は、窓ガラスが二重でございますから、中にとりなかなかな聞こえな

いというふうな面もあるわけでございます。

そうしますと、各屋内につけますと、そういう面は解決できるわけです。屋外のスピーカーはそんなに出力を上げなくてもいいし、場合によっては災害以外はとめていいかもしれません。そして、屋内の無線機をもって全部やると、そういう面がありますが、災害のときばかりでなく、通常でも使えるわけでございます。こういうことをこの防災にかかわりをつけて設置したら、これは非常に住民のためにいいのではないかと、こういうふうに考えております。この点について、市長のご所見を伺えればと思いません。

○議長（川端澄男） 市長。

○市長（宮下順一郎） 慶長徳造議員の原子力安全協定の部分について、要するに防災関係の連絡網というふうな部分のお尋ねと存じ上げます。この部分につきましては、現在各庁内にその防災無線の施設を用意して、例えば原子力災害等ではなくて、例えば行方不明者、それからクマの出没だとか、そういうふうなものについての報道、連絡は庁内を通じて市民の皆さんに告知をしております。さらに、エフエム放送が大畑地区、川内地区、脇野沢地区に議決をいただきまして、今はもう大畑地区は試験放送が始まっているかと思いません。10月の頭のところからは、ほぼ市民の85%程度をカバーできる放送の体制になってきます。そういう部分では、ある程度の部分は防災関係の体制は整っているのではないかなと、こういうふうに思います。

しかしながら、私非常に魅力的に感じますのは、たしか新潟県のほうでの事例だったと思いません。各家庭だったのでしょうか、各議員さんのお宅だったのでしょうか、ファクシミリを設置して、そしてその原子力の関係についての連絡をしているというふうなことを事業者側からちょっと説明を受けたこともありまして、またケーブルテレビ

で各家庭にその状況を伝え、そしてそのケーブルテレビで地元の行事だとか、そういうふうなものをさまざまな部分で活用しているとお聞きしました。非常にその部分においては魅力的な事業だなというふうな認識をいたしているところでありませぬ。

今後仮に財政がそれなりにしっかりとした足踏みをとって、そしてその部分において、交付金等の活用の幅が広がってきた段階でそういうことも検討する1つの材料ではないかなと、こういうふうに認識はしております。

以上でございます。

○議長（川端澄男） 52番。

○52番（慶長徳造） 各戸にそういう受信機をつけるとか、そういうことは非常にお金がかかるわけでございます。したがって、これは大変なことだとわかります。しかしながら、このお金の問題は、きょうは最後の一般質問でございますから、ひとつ申し上げてみたいと思うのですが、そのお金についてはいろいろと工夫の仕方が、実るかどうかは別問題で、考え方として、まず1つにはいろいろな補助事業のある中で、何かこれに補助の対象になることが何かないかということが1つ。

それから、もう一つは、この原子力の一連の施設については、これは国策だと言われているわけです。そうだとすれば、国は非常にハードな炉をつくるとかについては非常に熱心でいろいろなものをつけますけれども、どうも防災についてはいささか関心が薄いような感じがして、もしそうだとすれば、これは片手落ちなわけでございます。やはりそういう安心からいっても、防災にも十分力を入れなければならないと思うわけです。そうだとすれば、国にその面を働きかけて、新しい制度とか、そういうものをつくるようにして、そしてそれにのっけて、市の持ち出しがないような対応もまた考えられるのではないかと、そういうの

があります。

それから、もう一つは、先般庁舎移転でも電力会社から15億円というご協力をいただいたわけでございます。それと同じように、電力会社のほうにこういう住民の安心対策として何とかできないかとお願いをしたら、案外、いや、それはもう住民の安全安心対策であれば喜んでまでは言わなくても、それは可能ではないかと、こういう感じもいたしますし、今後こういう点も考えていきながら、対策を進めていくべきだろうと、そういう感じをいたしますが、いかがですか。

○議長（川端澄男） 市長。

○市長（宮下順一郎） 慶長議員のお尋ねにお答えいたします。

答えになるかどうかちょっとわかりませんが、私の気持ちを吐露させていただきたいと、こういうふうに思います。

この下北半島、慶長議員お話しのとおり、原子力半島と名づけられるほどの、もう最終処分場がないだけの、もうすべてサイクルができるというふうな半島地域になります。その意味からして私は、議長のときからもそうなのですけれども、これらの姿勢も次のような強い気持ちでもってこの下北半島を訴えていきたいと、こういうふうに思います。

それは何かといいますと、西暦七百五十一、二年のころから、奈良の大仏が開眼したときに、当時は金箔が張られて、今は黒ずんでおりますけれども、金箔が張られたと。その金の産出はどこなのかと、こう問われますと、それは東北の平泉周辺の金が産出されて、そこに届けられて金箔の奈良の大仏様ができた。そして、その後防人、国を守る防人の人材の輩出は東北地方であったし、ずっと時代が下がってきて太平洋戦争の前の、その屈強な軍隊を組織した軍人さんたちは、やはり東北、北海道の屈強な先輩たちのとうとい命が亡

くなったという事実がございます。さらに、戦後この形になってどういうふうにかかると、食糧の生産地にもなっています。そして、昭和30年ごろから始まった集団就職列車の大きな人材、今の日本の高度経済成長を支え、そして現在の日本の形をつくった、その大きな労働力、人材、その部分がやはりこの東北地方が中心であったと。そして、現在どうなのかといいますと、学資を送り、こちらでその家業、さまざまな分野で家計を支え、その中から子供たちのために学資を送って中央の経済を支えているのもこの地域に当てはまります。そして、今ではこの下北半島がエネルギーの供給地だというふうなことを考えますと、私は臆することなく、この下北半島への立地、そして産業、先ほど午前中の答弁にもありましたように、1次産品、誇れるものがあると、そして今ではエネルギーの供給地であると、これを大いに胸を張って私たちは中央に訴えていくべきだと、こういうふうな気持ちを持っております。その意味からして、エネルギー供給基地として、しっかりと私たちは国に訴えるべきものは訴え、事業者側に訴えるものは訴え、そしてさまざまな部分で協力をしていただく部分には協力をしていかなければいけない。その中にそれぞれの事業において財源となり得るもの、また知恵もアイデアもその中から生まれてくるのではないかなと、こういうふうにかかっています。よって、私はその部分において、先般東奥日報の本社をお訪ねしたときにそんな思いを伝え、そしてそれはやはり今後も計画的にこの事業の進捗を、安全を基本として進捗に協力というよりも、進捗をさせるということをしつかりと見守って、そしてその部分において我々はしっかりと訴えるべきものは訴える必要があろうというふうなことが記事になった次第でございます。

その意味からして、私は臆することなく、この

エネルギー政策に協力しているむつ下北であるということを念頭に入れて、今後国及び事業者側としっかりと向き合って、それぞれの市民のご要望等をしつかりと踏まえ、計画的に対応していきたいと、こういうふうな考えを持っております。お答えになるかどうかわかりませんが、お酌み取りをいただければと思います。

以上です。

○議長（川端澄男） 52番。

○52番（慶長徳造） 大変決意の、そして意欲あるご答弁をいただき、これからの市民本位の市政運営に、そして大畑地区の復興に大きな期待をかけることができると思うものであります。

以上で質問を終わりますが、最後に平成17年3月14日、市町村合併により新むつ市の議員として2年6カ月が経過いたしました。この間理事者及び職員の皆様、そして同僚の議会議員の皆様、その他多くの方々のご指導、ご鞭撻、ご協力をいただきながら、来る10月15日をもって無事任務を終えることができることとなりました。ここに心からの感謝と厚くお礼を申し上げまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（川端澄男） これで、慶長徳造議員の質問を終わります。

午後2時まで暫時休憩いたします。

午後 1時48分 休憩

午後 2時00分 再開

○議長（川端澄男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎鎌田ちよ子議員

○議長（川端澄男） 次は、鎌田ちよ子議員の登壇を求めます。39番鎌田ちよ子議員。

(39番 鎌田ちよ子議員登壇)

○39番（鎌田ちよ子） 公明党むつ市政公明クラブの鎌田ちよ子でございます。むつ市議会第193回定例会に当たり一般質問をいたします。

初めに、宮下市長におかれましては、このたびの市長選挙、新市第2代目の市長就任、おめでとうございます。私は、初議席を得ましてからこれまでむつ市の色や音、香り、風など、ここで暮らす市民の五感に響くよう願い、この場に立たせていただけてまいりました。新むつ市となり、市民の要望もなおさら多岐になり、お答えする難しさも実感しております。行政は、住民の日常生活に直結し、市民の目線を持ち、市政に反映する。市長の経営主眼が求められ、その言動が職員を動かし、行政として利益を生み出し、市民に還元することが肝要であるのは間違いのない事実であると認識いたします。

市長は、組織と政策は車の両輪であるとあいさつされました。真摯な政治姿勢と意欲を拝聴いたし、公正、公平な市政運営を貫いていただきたいと願い、通告に従い一般質問をいたします。誠意あるご答弁をよろしくお願いいたします。

質問の1は、行政改革、公共サービス事業についてお伺いいたします。総務省におきましては、行政改革推進法及び公共サービス改革法を踏まえながら、地方公共団体におけるなお一層の行政改革推進に努めるよう助言しております。公共サービス改革において、その実施を民間が担うことができるものについては廃止、民営化、民間譲渡、民間委託などに振り分ける事業仕分けによる公共サービスの見直しが求められております。

ところで、郵便局への窓口業務委託についてですが、2001年12月1日より、国の制度改革で郵政官署法が施行され、市町村でしか認められなかった行政事務を郵便局ができるようになりました。郵便局は、市民にとって最も身近で、地域社会に浸透、定着した機関の1つで、その数は全

国津々浦々に存在し、2万件を超え存在しており、郵便局の人的、物的資産の有効活用を目的に施行された法律であります。

また、あわせて郵便法など関連法の改正により、廃棄物などの不法投棄に関する情報提供の協定やひとり暮らしの高齢者の安否確認なども無料で実施できるようになっています。また、委託できる証明書交付事務には6種類あり、戸籍謄本及び抄本、納税証明書、外国人登録、住民票の写し、戸籍の付票の写し、印鑑登録証明書などです。仕組みは、郵便局と市役所をファクスで結ぶだけであり、ファクスなどのリース料と使用料を市が負担し、1件当たりの手数料を郵便局に支払います。市としては、利便性の悪い地域住民のサービス向上が図られます。郵便局としては、市民に存在感をアピールでき、手数料収入が期待できます。市民は、遠い場所にある市役所に行くことなく近くの郵便局で用事が済みます。3者それぞれメリットがあり、市と郵便局が連携することで、1カ所で用事が足せるワンストップサービスが実用化になります。

現在県内では、黒石市と五所川原市が導入し、地域住民からは郵便局に行ったついでにいろいろなサービスが受けられ、大変便利になったとの声が聞かれ、喜ばれております。現在庁舎移転についての説明会が開催されておりますが、各種証明書の交付を受けるに当たり、今後本庁舎が移転した場合、交通機関の不安を訴える声が多く寄せられています。だれよりも郷土むつ市と市民を愛している宮下市長に、公共サービス事業の充実、郵便局における窓口業務委託についてお伺いいたします。

質問の2は、子育て支援についてであります。私は、子供が大好きです。子供たちが伸び伸びと生活している姿を見ますと、皆様も何か心に温かな風が吹き込み、幸せを感じませんか。私にとつ

て落ち込んでいるとき、人間不信に陥ったとき、子供の笑顔を見るのが何よりの特效薬です。社会全体で子育て家庭を支援する事業の一環であります子育て応援パスポート制度、チャイルドプレミアム事業についてお伺いいたします。

本年5月、静岡県菊川市へ行政視察させていただきました。2町の合併による市であり、人口4万4,770人のうち1割を外国人が占めております。菊川市総合保健福祉センタープラザけやきを拠点に、バランスのとれたすばらしい子育て事業を展開しており、その中でも静岡子育て優待カードは、未来の静岡を支える子供たち、その社会の宝を守り、育てている親たちを地域全体で支える機運づくりを目指し、地域、企業、行政が一体となって進めています。

ところで、現在全国の自治体では、子供さんがいる家庭を応援することを目的に、企業や商店などが商品の割引や特別なサービスをする子育て世帯優待事業が展開されています。少子化対策の一環として石川県が実施したのをきっかけに、既に12県が導入、本年度は京都府や埼玉県も始める予定になっています。子育て世帯優待事業は、子供がいる世帯であることを証明するパスを自治体などが発行し、利用者は事業に参加する企業や小売店、飲食店、金融機関などでさまざまなサービスが受けられます。

政治は、母と子の幸せのためにあると言われるます。母とは現在、子とは未来を指しています。宮下市長は、現在と未来とともに責任を持って市政運営を貫かれると信じ、これからのまちづくりにワークライフバランス事業として、子育てパス事業を進めていただきたく市長のご所見をお伺いいたします。

以上、2項目について質問をいたします。市長並びに理事者の皆様には前向きなご答弁を期待いたしまして、壇上からの質問といたします。

○議長（川端澄男） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 鎌田議員のご質問にお答えいたします。

まず、ご質問の第1点目、郵便局への窓口業務の委託により、行政サービスの向上を図るべきではないかとのご質問についてであります。当市におきましては、現在戸籍と住民票の謄本、抄本並びに印鑑登録証明書等につきましては、本庁及び川内、大畑、脇野沢庁舎における申請交付となっており、平成18年度における交付実績は、戸籍関係で1万7,419件、住民票関係で4万3,808件、印鑑登録関係2万8,444件、身分証明書等の諸証明関係が3,053件で、合計9万2,724件となっております。

また、議員ご指摘の法律は、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律として、平成13年12月1日に施行され、平成14年7月の改正を経て今日に至っておりますが、その中で地方公共団体は、日本郵政公社との協議により規約を定めて、戸籍と住民票の謄本及び抄本、戸籍の付票の写し、印鑑登録証明書、外国人登録証明書の写し及び外国人登録原票記載事項証明書、住民記載事項証明書、納税証明書等の交付請求の受け付けと交付や、ごみ処理券の販売等の業務を委託することができるというもので、この規約につきましては、議会の議決を経なければならないものとされております。

参考までに申し上げますと、平成19年7月時点で全国では1都道府県266市区町村が4,074の郵便局にこれらの業務を委託しておりますが、このうち住民票等の証明書交付事務が548局であるのに対し、バス利用券の交付やごみ処理券の販売などの受託窓口事務は3,529局となっております。また、県内では、平成18年4月から、黒石市が1郵便局で、平成19年4月からは五所川原市が5つの

郵便局において、いずれも支所廃止の代替措置として、戸籍と住民票の謄本、抄本、印鑑証明書の交付を委託しているとのことであります。ちなみに、郵便局へ業務委託をした場合の戸籍や住民票を交付するための手続を大まかに申し上げますと、郵便局で市民の方からの交付申請書を受け付け、これをファクシミリ等により地方公共団体に送信し、地方公共団体は郵便局から送信された交付申請書を審査のうえ、証明書等を作成し、ファクシミリで郵便局に送信し、郵便局では受信した証明書を市民に渡すとともに、手数料を受領することになります。

また、郵便局でこれらの交付を受けることができるのは、前述の法律及び住民基本台帳法において、戸籍では同一戸籍内のみ、住民票については同一世帯のみ、印鑑証明書については、本人のみという制約があります。鎌田議員ご指摘のとおり、市民、郵便局、市のそれぞれにメリットはございますが、今日最も重要視されております個人情報保護という観点からの不正請求、交付の防止や手数料の徴収方法、適正委託料、取り扱い時間の制限、本人確認の方法等の問題も思慮されますとともに、何よりもやはり郵便局としてこれらの業務をふえることとなりますので、お客様への対応の問題が大きな課題と考えられ、かなり詳細な協議が必要ではなかろうかと考えております。

私が市長に就任以来、日浅くはございますが、住民サービスを第一義と考え、このたびご指摘の郵便局の窓口業務委託を含め、受け付け時間の延長や自動交付機の導入等についての検討を既に指示しておったところでございます。いずれにいたしましても、行政はサービス業であるとの理念のもと、市民の皆様の利便性の向上に向けて、費用対効果も見据えつつ、さらなる検討を進めてまいり所存でございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、子育て支援対策についてのご質問にお答えいたします。チャイルドプレミアム事業は、少子化対策の一環として、子供を産み育てることに対する負担や不安感を軽減するため、地域など社会全体で子育てを支え合う環境づくりを推進する目的で、毎月19日を県民育児の日として定め、全国36府県で実施しているものであります。

青森県においても、ことし10月から、あおもり子育て応援わくわく店事業として実施する予定となっております。このあおもり子育て応援わくわく店事業は、18歳以下の児童が一人でもいる世帯及び妊婦のいる世帯を対象として、加盟店が商品の割引、ポイントの付加、粗品進呈等の経済的優待サービスを提供するほか、子育て世帯に優しい設備環境を整えるため、おむつ交換、授乳スペースの設置、遊び場の設置、ベビーカーの設置等を図ることとしております。

県では、去る7月24日から県内を6ブロックに分けて商工会議所、商工会、中小企業団体中央会などを対象に、事業概要についての説明会を開催し、協賛店舗等への参加を要請してまいりまして、平成20年度までに900店舗、最終的には3万店舗の加入を目標に、事業開始に向けた準備を進めているところであります。

市といたしましては、この事業の概要が決定次第、県と連携を図りながら、事業の実施に向けしっかりと支援をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（川端澄男） 39番。

○39番（鎌田ちよ子） 丁寧なご答弁、ありがとうございます。

1点目の郵便局による各種証明書の交付につきましてですが、市役所としても前向きにいろいろ考えておられることをお聞きし、ひとつ安心したところでもあります。その中でも、旧むつ市の支所を廃止してからしばらくになりますが、その廃止し

たその時期は、まだ若い方も多かったと思うのですが、現在は超高齢化社会に突入している本市の現状であります。やはり本庁までの距離のこととか、皆様市民の状況を考えるとき、郵便局におけるこのような事業も前向きに検討していただきたくよろしく願いいたします。

それと、子育て支援についてであります。来さまい館には車いすと一緒にベビーカーも設置になっておりますが、市役所には車いすのみの設置でありまして、小さなお子様連れの方たちは、手荷物を持ちながら、赤ちゃんをだっこしながら、おんぶしながら、もろもろの受け付けとかいろいろな用事で来られている姿を見るにつけ、早目のベビーカー設置も検討していただきたく、これも子育て支援の1つかなと思うのですが、この件についてお聞きいたします。

○議長（川端澄男） 市長。

○市長（宮下順一郎） 鎌田議員のただいまのベビーカーの件、ご指摘の部分ございました。私も毎日登庁の際に、市民課のほうを通りますと、やはり同じような状況も拝見をしたことがございます。赤ちゃんをだっこして書類を書くというふうな部分、非常に不便な部分、認識をしております。そこで、例えば市民課の窓口付近にベビーベッドとか、ベビーサークルを置くのがいいのか、ただ余りにもそうしますと手狭な庁舎でございます。そういうふうな意味で、ベビーカーの設置、これも今度ベビーカーを設置して、例えば赤ちゃんを乗せて2階に上がっていくということもまた不便な庁舎でございます。その部分も考えまして、ベビーカーの設置は早速屋根をつけたものなのか、それとも単に車がついたものなのか、財政状況もありますので、検討を、本当に前向きに、あすにでもという気持ちは十分あります。この部分については早速対応させていただきたいと、こういうふうに思いますので、ご理解ください。

○議長（川端澄男） 39番。

○39番（鎌田ちよ子） 宮下市長におかれましては、「こどもは地域のたからもの」として今回当選されております。ぜひ子育て支援には皆さん一丸となって取り組んでいただきたく要望して、今回の質問を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（川端澄男） これで、鎌田ちよ子議員の質問を終わります。

### ◎野呂泰喜議員

○議長（川端澄男） 次は、野呂泰喜議員の登壇を求めます。41番野呂泰喜議員。

（41番 野呂泰喜議員登壇）

○41番（野呂泰喜） むつ市議会第193回定例会に当たり、通告順に従い一般質問を行います。市長並びに理事者の皆様には前向きなご答弁をお願いいたします。

電源三法交付金について。電源三法交付金制度とは、電源開発促進税法、電源開発促進対策特別会計法、発電用施設周辺地域整備法であり、発電用施設等の立地を円滑に進めるため、電源立地地域の振興を支援することを目的に創設された制度であることは皆様ご存じのことと思います。

電源三法交付金制度に基づいて交付される交付金は、電源立地地域の産業基盤の整備や公共施設の整備等に利用され、電源開発三法は、発電所建設による利益の地元への還元を通して地域振興を図り、発電所建設の円滑化に資することを目的に、昭和49年に制定されました。これにより電力各社から販売電力量に応じて電源開発促進税を徴収し、これを歳入とする電源開発促進対策特別会計を設け、この特別会計の電源立地勘定から発電所建設地点周辺地域の公共用施設などの整備のための交付金が関係地方自治体に交付されておしま

す。

そこで質問ですが、電源立地地域対策交付金について、平成18年度までにむつ市に総額で交付金が幾ら来ていたのか、また今までに事業として活用した使途の内訳をお聞きいたします。

次に、平成20年度から交付歳入見込額は幾らになるのかお聞きいたします。

電源開発の先進地で、電源三法交付金や固定資産税のみの従来の開発手法では、必ずしも地元の活性化に結びつかないと私は思っております。電源開発だけで地域振興は実現できていないし、地域振興のあり方が問われていると私は思います。電源三法交付金は、地域活性化事業、企業導入、産業活性化事業、そして給付金交付助成事業、いわゆる一般家庭、そして事業所への電気料還元がございます。今、先の見えない地域経済の低迷を考えると、同交付金を一般家庭、そして事業所等に電気料として還元すべきであると思っておりますが、市長の考え方をお聞きいたします。

次に、市長の政治姿勢についてお伺いいたします。今定例会の一般質問通告者20名の議員が登壇していますが、その中の14名の議員が市長の政治姿勢もしくは財政再建に対する取り組みを質問通告しております。いかにむつ市が今危機的非常事態であるか、市民の皆様にも感じ取っていただくと私は思います。

私の前に5名の同僚議員が同様の質問をしておりますので、重複を避けて簡潔に質問させていただきます。

本市は、自主財源に乏しく、電源立地地域対策交付金に大きく依存する財政構造になっており、交付金が行政にとって打ち出の小づちであり、この打ち出の小づちを万能薬のごとく使い過ぎ、もはや弾力性を失っておると思っております。

そこで質問であります、市全体の累積債務、一般会計、そしてその他の下水道合わせた総額は

一体どのくらいあるのかお聞きいたします。

市長の政治姿勢の雇用機会の増大についてお伺いいたします。人気の高かった小泉政権時代に進められた構造改革でしたが、今振り返ってみると、何だったのかなと思うことがございます。新聞、マスコミ等の報道を見ますと、大都市圏、関東、関西では景気のいい話が随分伝わってきておりますが、しかしながら青森県、特に我がむつ市では、景気のいい話はなかなか聞いたことがございません。地元では、雇用の受け皿がなく、失業率も高いと聞いております。せっかく若い人が地元就職を希望しても、結局市外、県外に流出し、結果若い人のいない活力のない町、市になっております。

そこで質問ですが、むつ市長期総合計画の第4章施策内容、特色のある地域産業の育成とあり、自立ある地域を形成するためには多様な地域資源を活用した特色のある産業育成、またこれまで発展してきた既存産業の活性化と新たな産業の育成を図り、雇用機会の拡大を目指すと思いますが、具体的に新たな産業とは何であるのかお聞きをいたします。

次に、道路整備基盤をお伺いいたします。国道338号むつ宇曾利工区について。国道338号むつ宇曾利地区は、釜臥山スキー場拡幅工事に伴って、宇田町水源池から桜木町までの全長1.2キロを特殊改良1種工事で進められてまいりました。特殊改良1種工事も今年度でようやくめどが立ち、特殊改良1種工事での一部供用が開始されると聞き及んでおります。今特殊改良1種工事が始まったときと比べ現在の大湊地域の道路状況、車の交通量は格段にふえまして、特に朝夕のラッシュ時は道路を横断できないくらいでございます。そこで質問でありますけれども、特殊改良1種工事が完成となり、国道338号むつ宇曾利地区の本工事にいつから着手していただけるのか、いわゆるむつ

宇曾利工区の本工事にいつから戻していただけるのかをお伺いいたします。

道路基盤整備の2点目、大湊地域の坂道対策についてでございます。大湊地域の坂道は、いずれも道幅が狭く、勾配が急なため、冬期間坂道を利用する、また生活道路として通らざるを得ない方々にとって大変不便を余儀なくされておるところでございます。特に新川守8号線、そして宇田町丹内坂は大湊地区でも最も勾配が急な坂道であり、交通事故防止等の観点から早急な整備が必要です。今年度新川守8号線が整備計画に入っております。私といたしましても、大変ありがたいことだと思っています。

そこで質問いたしますが、これまでに市道路線が何路線整備されたのか、また来年度からも引き続き継続事業としていただけるのかをお伺いいたします。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（川端澄男） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 野呂議員の原子力発電施設等周辺地域交付金の使途についてのご質問にお答えいたします。

本交付金は、核燃料サイクル施設が六ヶ所村に昭和63年10月着工されたことに伴い、平成元年から六ヶ所村及びその周辺市町村に対し、交付されることになったものであります。現在は、東通原子力発電所東北電力1号機が平成10年12月に着工されたことにより、交付金額も増額され交付されているところであります。同交付金については、これまで産業基盤の整備を図るための企業導入、産業近代化事業に充当してきておりますが、主な事業といたしましては、平成元年から平成9年度にかけて実施いたしました下北半島国定公園観光施設整備事業に約26億1,500万円、平成7年から平成12年度にかけて実施いたしました早掛レイク

サイドヒルキャンプ場整備事業に約10億1,000万円、平成11年から平成17年度にかけて実施いたしましたウェルネスパーク整備事業に約24億3,100万円、平成12年から平成17年度にかけて実施いたしました産業振興拠点施設整備事業に約14億9,600万円などであります。

平成15年10月の制度改正により、地域住民の生活利便性の向上に資する事業などのいわゆるソフト事業についても交付金充当できることとなりましたので、学校給食・環境整備提供事業、消防活動提供事業、保育サービス提供事業などの職員の人件費に当たる事業にこれまでに合計約11億9,800万円を充当いたしております。交付金を受けることとなった平成元年から平成18年度までの交付金額の合計は91億7,511万4,000円となっております。

次に、これまで同交付金につきまして、平成16年度に電力会社から電力の供給を受けている一般家庭や企業に対しまして、原子力立地給付金として電気料金の還元を行っておりますが、その後市の財政が危機的な状況を脱するまでの間は、電気料金の還元措置を行わないということでこれまでもご理解をいただいております。私も市長就任後、改めて市の財政状況が逼迫している事態を目の当たりにし、準用財政再建団体への転落は是が非でも回避しなければならない最重要課題であると認識したところでありますので、財政が危機的な状況を脱するまでの間は、施設の維持運営費及び事業運営費などの一般財源への振りかえ効果を最大限に生かせる事業への充当を優先してまいりたいと考えているところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

見込額につきましては、担当部長より答弁をさせます。

次に、市長の政治姿勢についてお答えいたします。まず1点目の財政再建についてであります。

一般会計及び特別会計のみならず一部事務組合を含めた地方債、いわゆる長期の借金はかなりの額に上ります。野呂議員申されますこの債務は、地方債のことでありまして、地方財政法第5条に基づき事業を行う場合に一般財源の不足分を金融機関等から調達するいわば長期間の借金であります。この地方債制度は、公共施設等は将来にわたり供用されるものでありますので、現在の人が一切の負担を負うのは不合理との考えから、あえて将来にわたり負担していくということも考えた制度であります。

平成17年度の地方債現在高を会計別に申し上げますと、一般会計で360億円、7つの特別会計で約112億円で、この合計が472億円となります。さらに、水道事業会計の地方債現在高が約133億円ですので、この額を加えますと、合計で605億円となります。

この地方債現在高は、これまでもご説明してまいりましたが、いわゆる再生法制では、実質公債費比率及び将来負担比率において算定されるものであり、一部事務組合の地方債については償還に充てる一般会計等からの負担等見込額が算入されることとなります。

むつ総合病院を初めとする下北医療センターの経営健全化に対する支援、さらには下北地域広域行政事務組合への負担など、市民にとって最も重要なサービスを維持していくことは必要不可欠であり、いかに会計が違うといえども一体となって赤字解消に向けた努力を推し進めていかなければならないと考えております。

この再生法制の設立により財政の健全化がより透明化、明確化されますことは、私の政治姿勢である市民に開かれた行政を展開していくという考え方と一致するものと考えておりますし、今後とも再生法制に係る政令の動きも注視しながら、平成23年度の赤字解消に向けて着実に施策を進めて

まいります。

具体的には、住民説明会の開催や指定管理者の積極的導入による施設の有効活用、さらには事務事業量の見直しも積極的に行ってまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、雇用機会の増大についてのご質問であります。むつ市長期総合計画に掲げた雇用の機会増大を図るための具体的な手法についてのご質問ありますが、序論の主要課題の1つとして掲げた産業の活性化及び雇用の創出の項目に示した内容に尽きると考えております。地域の持っている特色のある資源を生かした地域ならではの産業づくりによる雇用の創出が重要との認識のもと、豊かな自然資源を生かした付加価値の高い農林水産業育成、自然や温泉、文化的な資源を生かした観光開発、原子力関連施設の立地に伴う関連産業の育成などあります。私が選挙公約として掲げました地域農水産物に誇りを持ち、地場産業育成を図るうえでの理念、「むつ市のうまいは日本一」に通ずるものであります。

東北新幹線八戸駅開業以来、首都圏の目線は本州の最北端下北へとシフトしています。それまで100万人程度の首都圏と青森県を移動するJR旅客が八戸駅開業後200万人を超えたことは、このことを裏づけているものと思っております。下北の食に対する安全安心イメージは高いものがあり、地方の強みでもあります。これに高付加価値の付与と質の高いブランド化の確立、差別化を図り、販売ルートの確立が図れればと考えるところでありまして、私自身も機会あるごとにトップセールスは辞さないつもりでおります。

これらブランド化確立のための具体的な手法になりますが、下北物産協会や下北ブランド研究開発センターが事務局として進める下北ブランド開発推進協議会など下北の食に携わる多くの方々との語らいの中でその形で見えてくるものと考えてお

ります。そして、それを1つずつ具現化し、昨日の東議員にご説明申し上げました国・県・市、それぞれの雇用支援策とあわせ、地場産業の育成と雇用機会の増大に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、道路基盤の整備についてのご質問にお答えいたします。まず、国道338号宇曾利バイパスについてのお尋ねであります。さきに中村正志議員にお答え申し上げましたとおりであります。具体的なことにつきましては、担当部長に答弁をさせます。

次に、大湊地域の坂道対策についてのお尋ねであります。大湊地域は勾配が急な坂道が多く、冬期間の凍結による交通事故が懸念されることから、これまで市道6路線にロードヒーティングを設置してきており、今年度におきましても新川守坂の整備を実施することとしております。これまでの整備年次と概算工事費についてであります。平成10年度から平成12年度にスキー場線1億4,320万円、平成11年度に浜町坂1,850万円、平成12年度に船見坂2,330万円、平成13年度に宇田坂1,500万円、平成14年度に川守分譲住宅1号線2,900万円、平成15年度に一番坂1,140万円、平成19年度は新川守坂1,640万円を予定しており、今年度までに7路線が整備されることになり、これまでに要した事業費は約2億5,700万円となります。大湊地域における坂道対策を要する路線は、10路線が残っていることから、今後とも財政状況を見ながら、順次整備を進めていかなければならないものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（川端澄男） 企画部長。

○企画部長（阿部 昇） ただいまの市長答弁に一部補足をさせていただきます。

平成20年度以降の周辺交付金の見込みについてでございますが、平成20年度は12.6億円、平成21年

度は21.9億円、平成22年度は20.9億円、平成23年度につきましても20.9億円。ちなみに、この4カ年度の合計で76.3億円となっておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（川端澄男） 建設部長。

○建設部長（成田 豊） 市長の答弁に補足してお答え申し上げます。

このバイパスは、全延長約11キロメートルでございます。そのうち大湊バイパスは昭和50年度から昭和59年度にかけて3.余の延長が完成し、供用開始しております。その後、むつバイパスにつきましては、昭和59年度から平成12年度まで、延長3.8キロメートルが完成し、供用されております。その後現在宇曾利バイパスが整備をされてきておりますけれども、先ほどお話しのように、今年度をもってすべてその区間が完成し、来年度から供用開始される予定となっております。

残り3キロ弱があるわけでございますけれども、市といたしましては、これまでも下北総合開発期成同盟会で強くこれまで県に対し要望してきております。特に野呂議員ご指摘のように、桜木町から大湊浜町までの現道は狭隘のうえ、さらに大湊地区には海上自衛隊の各施設、それからむつリハビリテーション病院、県立大湊高校、大湊中学校等々の施設があることから、交通渋滞が顕著になっていることを強く訴えて要望しております。

なお、それに対しまして県のほうでは、この宇曾利バイパスを除く未整備区間につきましては、今後所要の調査検討を進めまして、平成20年度の補助事業として新規採択されるように国と協議を進めているとのことでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、去る9月5日に道路整備の中間計画の作成に向けた第2回の問いかけの実施というよ

うなことで、国土交通省の青森河川国道事務所の所長、それから担当課長が宮下市長のところに参りまして、その意見を伺っております。その際にも市長は、この件につきまして強く訴えておりましたので、また今後9月の末には1つのフォーラムがございます。それから、11月には地域づくり懇談会ということで国の方々と地元の自治体の方々の懇談会もございます。そういう機会をとらえて、今後なお一層強く要望してまいりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（川端澄男） 41番。

○41番（野呂泰喜） 答弁まことにありがとうございます。

まず、道路基盤整備のほうからお伺いいたします。国道338号のことで、調査区間になると、そして補助事業という形でやるということで理解はいたしましたけれども、宮下市長が県に対して、この事業に対して前向きな形をとっていただいているということは、先ほどの建設部長の答弁で私も非常にありがたいことだし、またその姿勢を何とか貫いていただければ、これまた大変ありがたいことであります。私も議員でありますけれども、ともにやっていきたいなと思っております。

ただ、この補助事業というのは、ちょっと私理解できないのですけれども、そここのところ、もう一回答弁いただければありがたいと思います。

○議長（川端澄男） 建設部長。

○建設部長（成田 豊） 説明不足で大変申しわけございません。

この事業は、県が事業主体になっておりまして、国からの補助事業として実施するものでございます。そういう意味での補助事業ということでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（川端澄男） 41番。

○41番（野呂泰喜） そうしますと、補助事業とい

うことは、まず本工事と遜色がないということで考えてよろしいのですね。残り4キロは、そのまま順次やっていくというとらえ方でよろしいのか。

もう一つ、道路整備の2点目でございます。大湊地域の坂道対策でございますけれども、あと10路線残ると、今年度やっていただければ、残りが10路線ということで、私先ほど壇上で質問いたしましたけれども、市長もご存じだと思います。宇田の丹内坂が非常に急だと、いわゆる危険性の最も高い道路ではないかなと。予算が許せばということですが、できるならば来年も継続でひとつ丹内坂までやっていただければありがたいなと思っております。

電源三法交付金でございますけれども、先ほど市長答弁で同僚議員に対して、一般財源化して職員の給料も払うと、それで一般会計を浮かすのだと、これも1つの持論かなと思います。ただやはり私は今合併していただいた、編入合併でございましたけれども、川内地区、大畑地区、脇野沢地区、非常に税金が高くなって、皆さん大変であろうと。交付助成に対する一般家庭、そして事業所への電気料還元というのは、やはり考えるべきではないのかなと。平成17年、平成18年がむつ市で一番財政が厳しいというシミュレーションでございました。来年度からやや余裕が出てくると申しますか、財政に明るさが出てくる、そして平成23年度に赤字を解消するというところでございますので、市長におかれましては、何とかその部分を市民にお返しするような考え方もとっていただければ、これまたひとつありがたいなと思います。

とりあえず、この3点ほどお聞きいたします。

○議長（川端澄男） 建設部長。

○建設部長（成田 豊） まず、国道338号のバイパスの件でございますけれども、前に整備いたしております大湊バイパス、それからその後整備い

たしましたむつバイパス、さらに現在行っております宇曾利バイパスの特殊改良1種工事も、これは国の補助金でございます。今後も同じような事業の内容で進めてまいる予定で県のほうにお願いしておりますし、県もそれで調査をし、補助事業になるように努めてまいりたいということでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

それから、大湊地区の坂道対策でございますが、先ほど市長が申し上げましたように、現在整備が必要な部分につきましては、17路線というふうに見ておまして、そのうち今年度計画されております1路線を入れまして7路線が整備される。残りが10路線となりますが、平成15年以降平成19年度まで、3カ年休止しておりました。財政のほうも理解していただきまして、今年度復活したわけでございますけれども、今後とも企画部財政課と協議いたしまして、毎年1路線整備できるように努力してまいりますので、ご理解を願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（川端澄男） 市長。

○市長（宮下順一郎） 野呂議員の電気料還元の件のお尋ねでございましたけれども、やはり私先ほど壇上でご答弁申し上げましたとおり、財政状況を見ますと非常に大変な状況、議員各位ご承知のとおりでございます。この部分において、絶対この再生団体、要するに準用財政再建団体には落とすとはならないというかたい決意で今事務事業、そして内部の見直しをしているわけでございます。その中で、現在財政的な危機状態を脱するまでの間というふうな答弁をさせていただきました。そのことによって今のこの交付金をさまざまソフト部分に充てることによって、一般財源が幾らかでも余裕が出てくると。その部分において、川内地区、大畑地区、脇野沢地区、議員お話しのとおり、合併した地区の、それぞれの地域に光が

当たるような、いささかでもそういうふうな施策を展開していきたいと、このように思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（川端澄男） 41番。

○41番（野呂泰喜） 先ほどむつ市の債務ということで、いわゆる借金ですよね。ご答弁いただきましたら600億円という答弁をいただきました。私調べてみましたら、一部事務組合、病院事業の累積赤字が147億円あるわけですよね。一部事務組合は別だということはわかっておりますけれども、これを端的に連結で足しますと準用財政再建団体は避けられないという数字が出てきております。今市長がおっしゃったとおり、事業の見直し、そして補助金等の見直し等もこれからやはり考えていかなければなかなか乗り切れない、市長のおっしゃるその準用財政再建団体は避けなければならないと、これは私も意を同じにしておるところでございます。

その部分で市長、私先日8月23日の新聞を見まして、エフエムアジュールの件でございますけれども、放送エリアを拡大すると新聞で報道されました。私は放送のエリア拡大に対しては、地域を密着にすること、これは大変喜ばしいことであると思っております。ただ、民間企業として企業努力の一定の成果であるというのであれば私はよろしいのでしょうかけれども、問題は拡大に伴う費用のことでございます。財政が厳しいとある中で、約7,500万円ほど事業費がかかると。その9割をむつ市が補助金で賄うと、それを市が7年間で支払いするということでもあります。これはなかなか市長、私はやはり一民間企業に対してこれほどのでこ入れをしなければならない理由というのが見つからないのですけれども、その部分ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（川端澄男） 市長。

○市長（宮下順一郎） エフエム放送の放送エリア

の拡大ということにつきましてのお尋ねでございました。これは、合併後間もなく私議長在職中でございました。大畑地区、川内地区、脇野沢地区、そしてむつ市内でも非常にその部分で議会の放送がよく聞こえないというふうな要望がかなりありまして、議会といたしましても、当時私議長のとときに要望したことがございます。エフエム放送の放送エリアを拡大してほしいという議会の要望がまず先にあったと、こういうふうに私も記憶しております。

そして、なぜ民間放送、この会社というふうなことのお尋ねでございましたけれども、エフエム放送は、議会の放送はもとより、今かなりの時間を、今も生放送されておるわけであります。そして、大畑地区では今試験放送が始まり、10月中旬ごろには大体全世帯の85%近くが聴取可能地域になってくるということで、さらに防災関係、さまざまな市政だよりの広報等、そういう意味では非常に公共性の高い放送機関であります。さらに、ことしの3月の当初予算で議決をいただいているということに従いましての事業展開というふうになっておりますので、その予算等、具体的な数値等につきましては担当部長からご説明をさせますけれども、その意味からして、今その形をとっているということでご理解をいただきたいと思いません。

○議長（川端澄男） 企画部長。

○企画部長（阿部 昇） ただいまの市長答弁に一部補足をさせていただきます。

議員ご発言のとおり、約七千数百万円を90%分を市で持って7年間で、ことし平成19年度の当初でも見てございますが、以降6年間継続して補助金で助成をしていくということございまして、これは基本的には今市長の考え方に沿ってのことでございますけれども、合併して早く4地区が一体感を実感できるような1つの考え方のもとに、

行政側から当該会社に働きかけをしたという経過がございます。したがって、あくまでも行政の施策の一環としての重さを持ってこういう90%という持ち分を考え方として決めたということでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（川端澄男） 41番。

○41番（野呂泰喜） 今の答弁をお聞きいたしますと、行政のほうからエフエムアジュールのほうに申し入れをしたと。そうしますと、申し入れしたということは、9割こちらのほうでお支払いしますよと言ったということですか。

それと私は申し上げておきますけれども、別にエリア拡大は反対しているわけではないのです。ただ、この皆さんからの貴重な税金ですよ、いただいて、そして財政が厳しい厳しいと言っておきながらこれをやるというのは、確かに大盤振る舞いですね。私もそう思います。全く間尺に合わない。

そして、先ほど市長が、3月定例会において議決をしたと言っておりますけれども、私3月定例会では560万円という説明を故人とされました杉山前市長から聞いておりますけれども、そして、大変申しわけないですけれども、エフエムアジュールに対して業務委託料として年間1,000万円ほどむつ市から、一般会計から払っているわけですよ。私はもっとやっぱり企業努力していただいて、何とかこちらのほうの支払いをもうちょっと……私は違うと思っておりますけれども、市長の考え方をお聞かせ願います。

○議長（川端澄男） 市長。

○市長（宮下順一郎） ただいまの放送、エフエムアジュールの会社、経営者陣も聞いていますので、野呂議員の声は届いていると思います。

細かい部分につきましては、担当部長から説明させます。

○議長（川端澄男） 企画部長。

○企画部長（阿部 昇） お答えをいたします。

先ほど私の表現が申し入れということで誤解を与えたかもしれませんが、これはあくまでも両者における協議といったことのほうが正しいことかと思えます。訂正しておわび申し上げます。

それから、先ほど一体感の醸成ということを申しましたが、もう一つの大きな要素は、やはり防災上のエフエムアジュールの活用という点も、これ大きな要素としてあるかと思えます。その辺も加えさせていただきたいと思えます。

それから、予算面でのことしの、平成19年度の場合は約560万円、これは単純に7年間で割りますとそういう額になりませんが、当該初年度、本年度は、今試験電波の発射を大畑地区から始めているところでございまして、一応予算上は9月ごろからという目安のもとに、12分の7相当部分を予算計上して議決を賜っている経過がございまして、よろしくご理解をいただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（川端澄男） 41番。

○41番（野呂泰喜） 両者で協議という形のお話でございすけれども、これは協議したのは、ではいつのことなのですか。故人となられた杉山前市長の時代ですか。それとも、今の宮下新市長のときなのですか、そこのところをお聞きします。

○議長（川端澄男） 市長。

○市長（宮下順一郎） 両者の協議の時期については、私ではございませんので、詳しくは部長に答弁させますけれども、平成17年3月14日合併した段階で、当時私議長職のときに、さまざまな場面でこのエフエム放送のエリアを拡大すべきというふうなことで、会社のほうにも議会として要請をしたこともありますし、当時の市長のほうにもそれはこの一般質問の場所を通じて各議員から声が大きく出ていたというふうなことで私は認識して

おります。それがやはり相まって、この形になったのではないかなど。これは、推測の部分が入りますけれども、両者での協議の時期については、担当部長より答弁をさせます。

○議長（川端澄男） 企画部長。

○企画部長（阿部 昇） お答えを申し上げますが、お答えになるかどうか。

私自身も4月に着任したばかりでございすけれども、引き継ぎの中で具体的な月日までは申し送りは受けておりません。しかしながら、内容の実質においては、先ほど申しましたように、協議をして、両者調整のうえこういう取り計らいをしたということでご理解を願いたいと思えます。

以上でございます。

○議長（川端澄男） 41番。

○41番（野呂泰喜） 私は、エリア拡大をノーと言っているわけではないです。エリアを拡大して、やはりむつ市の皆様方に大いに聞いていただくこと、これはよろしいと思えます。これ以上深追いすると、皆さん大変なようですので、私もやめたいと思えます。ただ、これだけは申し上げておきます。観桜会のときだったかな、前市長は560万円で打ち切りだよと私に言った覚えがあるので、これだけを申し上げておきます。

それと、財政再建でございます。今庁舎問題、旧アークスプラザ問題でございすけれども、市民の方々の関心も非常に高いと。市長は、住民説明会をおやりになったということになっておりますけれども、この新聞を見ますと、再検討を求める声がすごくあったということ。市長、この皆様方の声をどういうふうにとめておられるのか。いわゆる財政、我々議会も言っておりますけれども、この財政逼迫している折に、いわゆるこういう大事業をやる。寄附をいただいてやるのはいいでしょうけれども、合併特例債を使う、これもまた1つの借金です。いわゆる借金が膨らんで

いくと。そして、漏れ承れば、維持管理費に相当また金がかかるということでございますけれども、市長、説明会をした意義性ですよね。いわゆるこの反対していた皆様方の市民の声をどう受けとめていらっしゃるのか。市長は、説明会をやって、今の定例会で私も含めて5名ですけれども、絶対やるのだと、主権者は市民だと。ちょっと私この部分、大変失礼な質問になるかもしれないですけれども、お聞きをしたいなと思います。

○議長（川端澄男） 市長。

○市長（宮下順一郎） 5回にわたりました説明会、大体平均五十数名程度の住民の方々がご説明を聞いて、我々の説明を聞いていただきました。なるほど反対の声も、また再検討すべきだというふうな声もありました。しかしながら、やはり交通アクセスの問題だとか、それからバリアフリーの問題だとか、そういう部分で、新しく移るところの、その移ったときにどういう形になってくるのかというふうな声もありました。再検討を求める、廃止しろと、これを中断しろというふうな声もありましたけれども、一方ではやはりそういうふうな声もありましたし、そして説明会の後のアンケートを今求めております。今のところ数十通来ているという報告を受けております。その内容等には、まだすべての部分については目を通しておりませんが、積極的にこの建物をどうするべきだというふうな貴重なご意見もあるということも事実でございます。その意味からして、私は市民の声を聞くという部分で説明会をやった意義は十分にあったものだと、こういうふうに考えております。

そこで、やはり基本的には、庁舎の部分、旧アークスプラザの土地、建物においては、そこに庁舎を移すというふうな前提のもとで予算を可決し、そして設計費を可決したという非常に大きな事実がありますので、その重い部分を私は尊重し

て進んでいきたいと。しかし、その進む中にはどういうふうなものが必要なのか、どういうふうなことを市民の皆さんが望んでいるのかということ、やはりこれは耳を澄ませて聞いていくべきだということで、私は就任早速その住民説明会を開催するようにという指示を出してこの形をとったわけでございます。

住民説明会でも私はお話をしました。これから折々につけて説明会を開催して、そして皆さんが期待する立派な庁舎をつくりたいということをお願いしておりますので、本当に多くの方々のご意見をこれからも真摯に受けとめて、それに取り組んでいきたいという思いをしております。

プロポーザルの中身には、さまざまな部分が含まれております。とにかく私は現庁舎の中に、毎日1,000人程度の来客者が市役所に申請書だとかさまざまな相談をする部分でお見えになっております。今一番危ないと言われております本庁舎、約300人の職員がおります。瞬間的に例えば大きな地震が来たとき、その職員の300人と、その瞬間に来ている市民、10時間で割りますと、まず100人、その400人の方々のこの命をだれが守らなければいけないのかということと考えますと、今の状況、震度5に耐えられないという耐震の見解、これも私はしっかりと受けとめて考えていかなければいけないのではないかなと。そして、新庁舎の中で防災拠点となり得べく形で、その周辺の部分についても私はしっかりとしたご意見を伺って形をくり上げていきたいと。それらも時期が来ましたら、説明会の中で、また説明会も議員の皆様方に前もって説明をする場面をつくりつつ議決を経て、そして進めていきたいと、こういうふうに考えているところでありますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（川端澄男） 41番。

○41番（野呂泰喜） 私の持ち時間もあと10分ある

のかな。

この庁舎問題は、市長先ほどから議決をしているとおっしゃっておりますけれども、その議会の議決もワンサイドではなくて拮抗した議決だった。いわゆる起立採決しても最初は29対29と、次は32対26と、やはり反対した議員も結構いるということです。また、今の市民の説明会でも非常に皆さん財政の危うさを指摘している声も新聞に載っております。先ほど私申し上げましたけれども、むつ市の借金の総額は600億円と。そして、一部事務組合、病院事業が147億円ですか、病院事業が連結に入らないとしても、いわゆるむつ市で負担している部分、これはもう大半そっくりそのままむつ市の借金と考えるとよろしいのではないかなと。これを健全化していかなければならないのいわゆる旧アークスプラザに金をかけるというのは、確かに300人の職員の命、これは私も重々重いものを感じております。ただ、それよりも私…それよりもと言ったら大変失礼な言い方になるか、300人もさることながら、むつ市6万7,000人の生活のほうがもっと大変ではないかなと思います。

旧アークスプラザに移ると、移れると。移れるのと移ることができるのは、これは違いますから。

産業の雇用の拡大ですけれども、何とか市長には、先ほども出ておりました誘致企業も含めながら、やはり第1次産業、そして新たな産業の創出を目指していただいて、地域の若い世代が地域に残れるような雇用の機会を大いに求めていただきたいとお願いを申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（川端澄男） これで、野呂泰喜議員の質問を終わります。

### ◎散会の宣告

○議長（川端澄男） 以上で本日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。9月10日は議事整理のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川端澄男） ご異議なしと認めます。よって、9月10日は議事整理のため休会することに決定いたしました。

なお、明9月8日及び9日は休日のため休会とし、9月11日は飛内賢司議員、杉浦洋議員、佐藤司議員、堺孝悦議員、東谷良久議員の一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 3時22分 散会

